

第八十四回国
参議院文教委員会會議録第四号

昭和五十三年三月二十八日(火曜日)

午後一時五分開会

委員の異動

三月二十三日

補欠選任

吉田 正雄君

久保 亘君

辞任

補欠選任

藤井 丙午君

高平 公友君

勝又 武一君

対馬 孝且君

有田 一寿君

柿沢 弘治君

出席者は左のとおり。

委員長

吉田 実君

委員

岩上 二郎君

山東 昭子君

高橋 譽富君

高平 公友君

内藤 三郎君

久保 亘君

対馬 孝且君

松前 達郎君

宮之原 光君

柏原 ヤス君

田淵 哲也君

柿沢 弘治君

発議者 久保 亘君

発議者 粕谷 照美君

発議者 小巻 敏雄君

発議者 田淵 哲也君

国務大臣 文部大臣 砂田 重民君

政府委員 文部政務次官 近藤 鉄雄君

文部大臣官房長 宮地 實一君

文部省初等中等 諸澤 正道君

教育局長 佐野文一郎君

文部省大学局長 柳川 覺治君

文部省体育局長 三角 哲生君

文部省管理局長 常任委員会専門 員 瀧 嘉衛君

事務局側 厚生省公衆衛生 局長 仲村 英一君

説明員 局結核成人病課 員 仲村 英一君

本日の会議に付した案件

○女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第八十二回国会久保亘君外六名発議(継続案件))

○日本学校安全会法及び学校保健法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉田実君) ただいまから文教委員会を開会いたします。まず委員の異動について御報告いたします。

去る二十三日、吉田正雄君が委員を辞任され、その補欠として久保亘君が選任されました。

また本日、勝又武一君及び有田一寿君が委員を辞任され、その補欠として対馬孝且君及び柿沢弘治君が選任されました。

○委員長(吉田実君) 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は、第八十二回国会ですでに聴取しておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。――別に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(吉田実君) 御異議ないと認めます。本案は、予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本案に対する意見を聴取いたします。砂田文部大臣。

○国務大臣(砂田重民君) 意見を求められました女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、一般類似の事務職員との関連性から見まして困難であると考えられますので、政府としては賛成いたしかねます。

○委員長(吉田実君) これより討論に入ります。別に発言がないようでありますから、これより直ちに採決に入ります。

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉田実君) 全会一致と認めます。よつ

て、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(吉田実君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(吉田実君) 次に、日本学校安全会法及び学校保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明はすでに聴取いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○粕谷照美君 日本社会党は一九五五年、第二十二国会に義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償法を提出してきた経過から考え、互助共済の安全会制度ではなく、学校災害補償制度の創設を要求してまいりました。その立場では、基本的に安全会というのではなくて、補償法など救済措置について十分な討議を重ねていきたいと思います。が、これまでに補償の額の面では前進をしてきた部分もあります。また、病院や自宅で一日も早くこの給付を待ちわびていられる方々のことなども考えまして、年度内に成立をさせなければならぬという立場から本日の審議に入ります。

衆議院の学校災害に関する小委員会が討議が行われ、木島小委員長による、一、特別な救済制度の創設、二、原則として国及び学校など設置者が費用を負担することなどの報告を受けて、文部省としても予算要求をしてきたというふうに思いますが、この廃疾年金の構想が文部省の努力にもかかわらず受け入れられなかったという、この一番

の問題点はどこにありますか。
○国務大臣(砂田重民君) お答えをいたします。前にお許しをいただきました。学校安全会法を改正をいたしました。その内容を充実させますことについて、衆参両院の文教委員会の各委員の皆様から、昨年来非常な御指導をちょうだいをいたしまして、ここに安全会法を御審議いただきますことをまず心から先生方に敬意と謝意を表するものでございます。

年金制度の導入についての御質問でございますが、文部省といたしましては国会の御意見もございましたので、努力をいたしましたけれども、以下述べますような事情で断念をいたさざるを得なかったわけでございます。年金は将来国民の生活水準、物価その他の諸事情の変動に伴いまして、その水準を引き上げる場合が想定されますけれども、その財源措置をどのようにするか。その財源を後年度における児童、生徒等の保護者に負担をさせることも適当ではございませんし、またそれを全額公費負担とすることも、他の社会保障制度との均衡上困難であったことが一つの理由でございます。

次に、高水準の年金を所得の低い児童、生徒等に設定いたしますことは、労働者の障害補償年金との均衡を失する点もまた問題点の一つでございます。さらに一般の廃疾者に対する社会保険制度におきまして位置づけや関連等、検討すべきむずかしい問題が多々あったものでございます。努力をいたしましたが、その年金制度の導入に踏み切ることができず、見舞金の大幅な引き上げによって、廃疾者の救済を効果あらしめることとした今回の法改正を提出いたしましたわけでございます。

○粕谷照美君 全体的な見通しの中で、児童に対する廃疾年金という制度ができないということの判断だろうというふうに思いますが、しかしながら、学校教育というのはどうしても通らなければならぬ筋道であるという観点からすれば、やっぱり大変な災害を負った児童に対しては、災害に

よってこうむった被害を補償するという立場は非常に重要なことだというふうに私どもは判断をいたしますが、このたびの安全会法の改正によって、災害共済給付金に要する経費の一部を国が補償するということになったのは、私たちは大きな前進だというふうに判断をいたしております。しかしながら、前進ではあるけれども、全額国庫負担ではないという点では非常な不満を持っております。そこで、給付補助の積算、つまり負担の割合というものがこのところでは明確になっておりませんけれども、一体どのような形で国庫補助が計算されるのかという点について伺いをいたします。

○政府委員(柳川覺治君) このたびの安全会の給付内容の改善に当たりまして、まず第一に保護者の負担の増を来さないようにいたしたいという考え方に立ちまして、その面と、それから安全会自体の給付事業が、保護者と設置者の両相まつた責任において対処をしていくという基本に立ちまして考えを進めていたわけでございます。具体的内容としては、従来義務教育諸学校につきましては設置者の負担がございましたが、非義務教育諸学校につきましては、もっぱら保護者の負担ということでございましたので、この非義務教育諸学校につきましても、設置者の負担を一部負担することにするという考え方をとりました。いずれもこの設置者の負担の分に対しては、これを奨励し、またその給付内容の改善を奨励あらしめる、そのことによりまして、学校の積極的かつ円滑な実践に資するという観点から、新たに、初めて給付事業に対します国庫補助の予算を計上したというところでございます。その場合の大体の考え方としては、義務教育諸学校につきましては、教育活動中のものにつきまして保護者が三分の一、設置者が三分の二の負担をする。それから非義務教育諸学校につきましては、保護者が三分の二、設置者が三分の一の負担ということにかんがみまして、これに対する設置者負担分の、義務教育でございまして三分の二

の半分を持つという考え方の積算をいたしまして、義務教育諸学校につきまして十二億の補助金が計上されました。また非義務教育諸学校につきましては三分の一の三分の一を国が補助するというところで、三億円を計上いたしました。さらにこのたび大幅な改善でございますので、特別廃疾舞い金を十八年以前にさかのぼりまして、現に廃疾の状態にある人たちに對しまして、改めて直近最高額の給付を再度支出していくというための経費の半額三億円を計上したということで、十八億円の予算が計上されております。

○粕谷照美君 そうしますと国が三分の一、設置者が三分の一、これは教育活動中ですけれども、そして保護者が三分の一と、大体同じ率になっていくわけですが、これは来年も再来年もこの枠でいくというふうに考えてよろしいのかどうか。そのこととかかわり合いますけれども、掛金が給付金額の大型化に伴って増大していくのではないだろうか。掛金というのは父母負担ですね、保護者負担。それから件数がふえると、やっぱり保護者負担というものが多くなっていくのではないかと、こういう心配があるわけですが、その辺の見通しはどうでしょうか。昭和三十四年の参議院の文教委員会、この掛金がだんだんふえていくのではないかと、国民の心配に対する質問をわが党の荒木、豊額、千葉千代世議員がしておりますが、そのときにこう答えていらしたわけですが、

「将来はできる限り憲法の趣旨にうたわれていくところを体して、漸次父兄の負担を軽減していくたい」方針と、憲法の趣旨にいうことは一体どのようなことかといえますと、義務教育無償の方針だといことがその議事録の中で明らかになっているわけですが、現実には給付の拡大が保護者の掛金増という形で負担の拡大になっているわけです。発足当時の死亡は十万円が現在三百万円の給付が行われる。これは三十倍になっているわけです。掛金二十円であったものがいまは三百円、十五倍になっているわけですが、この辺のところはどういうふうに判断をしておられますか。

か。

○国務大臣(砂田重民君) 父兄負担をやしたくないということを基本的に考えまして、今回相当大幅な給付改善をいたしましたけれども、保護者負担を増額することなしに、今回の改善をどうやら果たすことができたわけでございます。私は学校での安全を確保するほかの努力も当然いたさなければならぬが、件数がそんなに急にふえるというところは考えておりません。むしろ減らしてまいらなければならぬと思っておりますが、将来の問題といたしましては、医療費値上げ等の問題は起り得る可能性があるわけでございます。そういう場合の見舞金の引き上げを当然行わなければならぬと、そういう場合におきまして父兄負担につきましては、学校の設置者の負担及び国庫補助との均衡を考えまして、その時点で考慮をしましなればならないと思っております。できるだけ父兄負担を増額することなしにという基本的な考え方は今後も貫いてまいらなければならぬと考えております。

○粕谷照美君 大臣がおっしゃったように、保護者の負担はできるだけふやさないという方向は私も確認をいたしました。大変いいと思っております。私は、できるだけふやさない方向ではなくて、もう減額をしていくという、あるいはもうこれで据え置きにするというのをやっぱり考えていたいただきたいというふうに思っております。

では次に移りますけれども、給付に対するこの国庫補助というのは、教育活動中は三分の一、来年度は十二億円でありますけれども、教育活動外はゼロになっているわけですね。教育活動外というのは登校、下校、あるいは寄宿舎中、あるいは休憩時間と、こういうふうになっておりますが、その登・下校、寄宿舎、あるいは休憩時間中というの、安全会では支給の対象になっているわけですが、この国の補助をしないという態度はおかしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。なぜその差をつけていらしたのでしょうか。

○政府委員(柳川覺治君) 御指摘のとおり、学校

管理下におけるあらゆる事故に対して手厚い救済制度が行われることを主眼として、安全会の制度ができておるわけでございます。したがって、休憩時間、あるいは登・下校中の事故につきましても、学校管理下の事故といまして、それに対する共済給付が支給はされております。その点につきましては、若干登・下校中のものににつきましては二分の一とかという扱いを、事故の責任関係からいたしておりますが、給付の対象にすることにつきましては変わりがございません。ただ、このたび国庫補助を考えた際に、他の共済制度との関連もございまして、新たに国の国庫補助を創設するに当たりましては、特に教育活動中の事故発生をめぐりまして訴訟が提起され、児童、生徒の側から教師の責任を追及するなどのことによりまして、師弟間の信頼関係の崩壊を招いたり、あるいは事故の将来にわたって発生を懸念する余りに、教育活動が消極的になるというこの面が御指摘されておったわけでございます。このような事態を開いたしまして、より積極的な教育活動を展開させるという観点に立ちまして、この国庫補助の創設の実現を期したわけでございます。その観点から、積極的に学校が教育活動として取り組むものにつきまして、一応国庫補助を設置者負担分の義務教育につきましては半額を積算したということでございます。決して休憩時間中等における児童、生徒の活動につきましても、必ずしもこれを軽視しておるということではなくて、この積算でいけば、現在義務教育諸学校年額百五十万円の保護者の負担をいたしておるわけでございますが、これも据え置きまして、現在の死亡見舞金三百万円を千二百万円、四倍にする、あるいは廃疾見舞金四百万円を千五百万円に大幅に改善するというのが、保護者の現在の掛金を据え置いて実現できるということもございましたので、このような予算の積算になっておるという次第でございます。

間一時間、それこそ一秒ごとに動いている子供たちを見る立場からすれば、そのことについてはどうしても納得がいけるわけですね。具体的に申し上げてみますれば、たとえば校門を出た登校、下校というものは、これはもう明確になります。しかし、校門の中において一時間目と二時間目の間の休憩時間、三時間目と四時間目の間の休憩時間、これが教育外であるということについてはやはり納得いかない。たとえば四時間目が体育の時間である。その時間には飛び箱をやるからあなた方は飛び箱を出しておきなさい。当然準備をします。休憩時間に子供たちは出しておきなさい。それから飛び箱をやらせてですね。時間中だけではとてもやっぱり上達をしませんから、休憩の時間なども喜んで動いているわけですね。こういうものが教育活動にならないというのはどうなんだろう、体育局長。

○政府委員(柳川寛治君) 答え申し上げますが、決して教育活動外だという観点でとらえておりません。学校管理下における広い意味での休憩時間は、教育活動のやはり意味を持つ休憩時間だということにとらえておりますので、ここにおける事故につきましてはすべて教育活動中の事故と同じ給付の扱いをいたしております。ただ、このたびその国庫補助金の予算積算に当たりまして、そういうような積算関係をいたしましたものでございまして、決してこれをもって学校の教育活動の中で、休憩時間につきましても管理責任を負わないものだというような扱いの絶対ではないように心がけていきたいと思っております。この辺でございまして、したがって、私どもはこの辺は余り、その休憩時間等が国庫補助の対象になっておりませんというところは私どもから余り申さないように、むしろ予算の積算の問題でございまして、現在の保護者の負担を増額を来さないということで、大幅な改善ということの実現をした背景もございまして、この辺十分慎重な配慮をしてまいりたいと思っております。その辺が一番文部省としては言い

たかったところではなかったかというふうに私も考えられます。たとえばこれ全体合わせて二分の一にして十二億円というふうに判断をするか、三分の一で教育内だけで十二億円というふうに判断するかという部分はあろうかというふうに思いますが、今後その点についての努力をお願いいたします。私はその教育内、教育外についても少し具体的な問題を質問していきます。

先日、福島県の川俣高校で夏休み中にキャンプでボートが転覆して死亡事故起こしたというのがありますけれども、これいまだんな処置になっておりますでしょうか。

○政府委員(柳川寛治君) 御指摘の川俣高等学校生徒の溺死事故でございますが、これは夏季休校中に生徒が自主的にキャンプを計画いたしました。教師に付き添いを依頼いたしました。それで生徒が任意参加で三十九名参加し、付き添いの先生が三人生徒からの依頼を受けて善意の付き添いをされたということでございます。たまたま七人乗りのボートに十三人が乗船し転覆いたしました。その結果生徒の二人が死亡したという大変不幸な事件でございます。この事件をめぐりまして一人の保護者の方から損害賠償請求が、引率教師の責任を追及するという形で提起されて、本年二月二十日、福島地裁の一審の判決でこれにつきまして、一つにはキャンプは広い意味の教育活動であるという観点、また二つ目には付き添い教師に過失が認められる、三番目に、よって県は損害賠償の責任があるのので賠償金の支払をするようにという判決がございました。県立高校でございますので、県の賠償責任の判決でございますが、これにつきましては三月四日に福島県議会において控訴することが決められまして、三月六日県当局は控訴をいたしたという経緯でございます。

○粕谷照美君 具体的に言えば、裁判所の方は、夏休みのキャンプは教育計画ののっとって行われた行事であるから教育活動であるというふうに判断をしたと思えます。県教委の方は、これは教育活動ではないんだというふうに対立をしておるわけですね。それで裁判所の判決が出ているわけですから、県教委としては当然その判決に普通であれば従うところですが、認められないということとで控訴をしているわけなんです。これは教師にとっても非常に大変な問題なんです。グリーンスクールだとか、あるいは山登りに連れていくんだとか、キャンプに連れていく、海へ連れていくんだとかいろいろあるわけなんです。そのたびに、これは教育活動ではないんだ、先生の任意の仕事なんだからということとやられたんではかなわないというところが一つあるかというふうに思うわけですね。引用するのはおかしいわけですが、もしその裁判がなかったとしたら、普通こういうような問題というのは安全会の対象になるものなんだろうかと、どうでしょう。

○政府委員(柳川寛治君) 本件につきましても死亡見舞金の安全会への請求がございましたが、県教育委員会の判断をいたしまして、本件は学校の管理下における教育活動とは考えられないというところで、この死亡見舞金のお支払いは安全会としてはいたしておりません。係争中の問題でございますが、県当局は、このクラスの生徒の自主的な任意参加の活動である、それに教師は付き添いを依頼されて善意で付き添いに当たられたというところで、いわゆる夏休み中における自由な活動だという考え方をとっておるようでございます。御指摘のとおり、本件は現に係争中の問題でございますから、これに対して文部省として意見、感想を述べることを差し控えたと思っておりますが、明らかに学校の管理下の責任を持つ教育活動としては、それなりのやはり手続を踏んで、それなりの責任関係を確立して実践されるべきものでございまして、そのことの責任の大なることを痛感するわけでございますが、同時に、教師と生徒という間に人的な触れ合いにおける善意の世界があるかと思えます。この辺の問題もまた人間形成の上で、あるいは人の世として大変大事なことだというその面のことは、今後とも常に後向きに

なることのないような世の中というのは大事だなどということだけをいましておる次第でございます。

○粕谷照美君 具体的にこの例についてのお答えはなかなか困難だというふうに思いますので、一般的に、では夏休み中の一応学校でこういうふうなことをやりますという確認をし、そして教育委員会でもって手続をしますね、そういうことであれば、この種の事件は安全会の給付になっていたでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(柳川覺治君) 夏休み中といえども、いろいろな民間学校、あるいは臨海学校等の学校行事の活動があるわけでございまして、この面の積極的な教育の推進は大いに期待されるところでございまして、あくまでもそれに従って、学校が教育計画を立てまして、その教育計画の中の一環として行われるというたてまえがございまして、またその教育計画の実践に対して責任が持てる態勢において行われることの必要があるわけでございまして、そういう道行きを通りまして行われる活動につきましては、一切学校管理下の活動として、安全会の給付対象として考えていくということが従来の仕方でございます、今後ともその面を堅持してまいりたいというふうに考えております。

○粕谷照美君 いまのことと結構なんですけれども、安全会でつくられております一問一答集、質疑応答集があるわけですが、大変問題になった例を挙げておられるわけですが、やっぱりそういう原則というものはどの辺で指導されておりましたか。学校安全会でもって、きっちり原則、たとえば夏休み中はこうだとか、あるいは登・下校はこうだというふうなことに、指導は、一体どのような形で行われていたのでしょうか。

○政府委員(柳川覺治君) 先ほど申しました学校管理下の教育活動というものをなるべく広くとらえていくという観点で、従来ケース・バイ・ケースに応じて判断して扱ってきておるといふことが

実態でございまして、この裁量に当たりまして客観的に算定し得る尺度を設けることはなかなかむずかしいところがございますが、従来十八年間行ってきたりまして、具体的なケーススタディをすでに経ている問題でございまして、この面につきましては今後とも従来の実績の上にかんがみて対処していきたい、原則的に安全会による互助共済の制度を基本にしながら、それに対して設置者、このたび新たに国の補助金を加えまして、この共済制度の改善を図っておる趣旨は、まさに学校の管理下におけるあらゆる事故について、できる限り救済の措置が伸べられるようにということを中心としておりますので、その趣旨で今後とも安全会を指導し、安全会の適切な運営がなされるよう期待してまいりたいと思っております。

○粕谷照美君 いまのお答えのように、ぜひ運営をしてもらいたい、こういう願いのもとに、もう一つ非常に心配になるのは、国の補助が今度小・中学校で教育活動中は三分の一、非義務に当たっては九分の一と、こういうふうになって、高額の補助が出るということ、その判定というものが非常に厳しくなりはしないか。いままで互助共済という精神のつとめて、なるべく大ぜいの子供たちを救おうという態度であったのが、何か狭められはしないかという心配、おそれがあるのですが、その辺はいかがですか。

○国務大臣(砂田重民君) 御心配の向きの御質問でございますが、安全会の制度というものが原則的には保護者の互助共済制度であるということから、学校の設置者の財源負担が増加をし、国庫負担、国庫補助が行われるようになりまして、制度の本質はいささかも変わるものではございませんので、給付についての認定は従来と同様でございまして、その意図いたしますところは、ただいま体育局長が述べましたような精神で、これから運用がなされてまいります。

○粕谷照美君 しかし、いままでの経過の中で、若干問題点になっている点があるというふうに思いますが、これは大臣ではなく局長の方が十分

御存じだというふうに思いますが。

○政府委員(柳川覺治君) 従来安全会が行ってまいりました給付のうちで、高等学校、高等専門学校、給付につきましては、生徒が自己の重大な過失によって負傷し、または疾病にかかりまして、その結果廃疾になったという場合におきましては、廃疾見舞い金の支給を行わないことができないというところになってございまして、高等学校、高等専門学校、生徒になりまして、自主的、自立的な判断、行動を大事にするという観点からそこに入っておるわけでございまして、しかしながら、その重大な過失の場合に、全然見舞い金を支給しないというところは必ずしも当を得たことではないという判断がございまして、今回の改正を機会に、この面につきましては改善を加えまして、生徒が自己の重大な過失によって負傷し、疾病にかかった、または死亡したという不幸な事件のときにも、廃疾見舞い金あるいは死亡見舞い金の一部が支給できるように改善をしていきたいということを現在検討いたしております。

○粕谷照美君 高校生、あるいは高専生というのは、小・中学校の生徒と違って、一応大人になりかけている、まあ自立の精神があるということでの解釈だというふうに思いますけれども、改善になるわけですね、後退ではないんですね。

○政府委員(柳川覺治君) 先生の御指摘は、従来は死亡の場合に死亡見舞い金が出ておりましたが、その辺から見ますと、必ずしも改善でなく、均衡を保つ上では死亡の場合におきましても一部の支給といたうこともあり得るのではないかと、このことで現在検討をいたしております。

○粕谷照美君 そうしますとどうですか、廃疾になったときにはいまでも見舞い金を支給しないことがあった、それについては緩和をして支給をするようにしたい、しかし、死亡についてはいままでほとんどいっていいくらい支給をされていた、それについては制限をしたいということになるわけですから、改善じゃなくて改悪ではないですか、どうでしょう。

○政府委員(柳川覺治君) 明らかに本人の重大な過失、あるいは当然注意すべきことの注意を怠ったという場合でございまして、その場合の廃疾につきましても見舞い金を出さずという、従来出ておりませんでしたものを出すようにする場合に、それとの均衡上、死亡の場合にも一部の減額はあり得るのではないかと、その辺がまた教育の中における一つの姿勢として考えられてしかるべきではないかという観点に立って、いま検討をいたしておる次第でございまして、ですから、その限りでは先生御指摘のとおり、一部後退したというように、あるいは金額的な問題としては出るかと思いますが、全体の、死亡見舞い金も四倍に上げていると、きでございまして、この辺のことも配慮しながら考えてはどうかということをやま詰めておるところでございまして。

○粕谷照美君 そのほかに心臓発作の死亡事故についてやっぱり何か改悪されるのではないかと、いう心配もありますが、どうでしょう。

○政府委員(柳川覺治君) このたびの給付事業の改善に当たりまして一番問題意識を持ったところは、学校においてはいろいろな形で多種多様な事故が発生する、この事故を十分予防する措置が当然必要でございまして、それにもかかわらず事故が発生する、その多種多様な事故に対して、それなりに手厚い救済措置を講じたいということにもつぱら観点を置きました。で、その事故が学校においてもつぱら本人に原因があるというような、心臓発作等の問題があるわけでございまして、それらの場合におきましても、体操等の運動中に起こる事故、あるいは教室で緊張して勉学に励んでおるときに事故、この間に差をつけるべきではないという考えに立ちまして、むしろいま御指摘の問題につきましては、その事故に対処した手厚い対策ができるように今後考えていきたいという、むしろそういう考え方で取り組んでおるところでございまして。

○粕谷照美君 それではこの心臓発作の件について、わりと心臓発作が多いんですね、学校安全会

○政府委員(柳川覺治君) 医療を受けておりまして、廃疾の認定というのはその時点で廃疾の状態にあるということで、廃疾見舞い金で今後の廃疾の状態に対する手厚い救済をしていこうというこの観点でございますから、廃疾の認定の時点をもって医療給付の方の支給は停止されるわけでございます。

そこで、医療の期間を五年に延長してまいりましたが、さらにこれを延長するかどうかの問題の

御指摘があるわけでございますが、実際に五年間の医療の期間を経過いたしますと、その間に廃疾であるかどうかということのはとんどのものが認定できるということでございますので、特に今回廃疾につきましては、重度な廃疾に重点を置きながら二・二倍から三・七倍に及ぶ大幅な見舞い金の改善をいたしましたので、この廃疾見舞い金の増額によって対応していく方がむしろ親切であろうということで、あえて医療期間の延長はいたさない考えで、廃疾の扱いを適切に対応していくということで対処していく考えを持った次第でございます。

○粕谷照美君　しかし、やっぱり五年を超えても支給をさせることができるという余地は残しておかれた方がいいのではないかというふうに私どもは判断をいたしますが、後ほどまた御検討いただきたい部分です。

さて、廃疾一時金の問題に入りましたので、この千五百万円あるいは千三百三十万円という、一

級、二級、三級、四級、この算定の根拠というのは、一体何に求めておられましたか。

○政府委員(柳川覺治君) 共済制度におきますこの種の目安といたしましては、労働者の災害保険の廃疾基準をすべて基準にしておるというのが常例でございますので、これに基づきまして廃疾区分等はいたしておるわけでございますが、今回の

増額に当たりましては、重度な廃疾者に対して手厚い対応をしていくことの考えをとりまして、一級から三級までにつきましては、たしか三・七倍でございましたが、それから四級から七級に

つきましては二・九倍、八級から十四級につきましては二・二倍というような比率で増額をいたしております。これは他の共済給付と比較いたしますと、大変ある面で大きな額でございます。大きな額ではございますが、これは安全会の給付が保護者の互助共済によるという観点、また、これに対する国の補助につきましても、あるいは設置者の負担につきましても、学校教育の積極的、かつ円滑な推進を図るというその観点からの施策でございますから、その面では比較しましてかなりの額でございますが、そのような教育の観点から内容、金額を決めさせていただいておる次第でございます。

○粕谷照美君 労働者の労災適用、あるいは労働者関係の療疾基準をもとにしてというふうにおっしゃっておりますけれども、私もこのことについて審議をしたときには、予防接種による健康被害、これの補償規定というものを原則的に考へておりましたけれども、文部省も最初はそういうふうに考へておられたのじゃないですか。逆に言えば、それに比較してやっぱり上積みされている、有利であるというふうに判断してよろしいでしょうか。

○政府委員(柳川覺治君) 御指摘のとおり、今回の大幅な改善に当たりまして、予防接種法が決められております内容を標準とするということの衆議院の文教委員会の小委員会の委員長報告にも、そのような内容がございましたので、この辺も参考にしながら考へていったわけでございます。ただ、それとの金額も違ひまして、必ずしもそれに横並んだということではない形でございますが、参考にしながら取り組んだわけでございます。

○粕谷照美君 大臣にお伺いいたしますけれども、いままで比べれば非常に大型の補償のようには一見見られますけれども、これは預金金利が引き下げになりますね、貯金しておくと、これはだんだんだんだん目減りをしていくわけですから、それからあわせてこの医療費というのは今回また大幅に伸びます。また上がるのではないかと

心配を親は持っているわけですね。この支給の金額千五百万円というものは、スライドを私たちはさせていくべきであらうというふうに考えますけれども、大臣どうですか、その辺の御努力の御考えはいかがですか。

○国務大臣(砂田重民君) 今回改善をいたしましたのもう御承知のように予算措置でございます。いまここで制度的に直ちにスライド制に踏み切るのはなかなか困難なことでございますけれども、互助共済の制度という精神を踏まえまして、これからの検討課題にさせていただきたいと思っております。

○粕谷照美君 精神にかんがみというふうにおっしゃいましたが、検討課題というのはいくらも方向だというふうに理解してよろしいでしょうか。

○国務大臣(砂田重民君) 改善を検討するのでございまして、どうぞそれで御理解がいただけると思っております。

○粕谷照美君 改善という意味では改悪でないという判断をいたしまして、ぜひ努力を文部省としてもやっていただきたいことをお願いいたします。

さて、この千五百万円、あるいは千三百三十万、あるいは死亡の千二百万というお金が一次的に支給されますね。死亡の場合はこれは別ですけれども、療疾の場合には子供たちをこれから生活をさせていかなければならない親の立場から考へてみますと、これは収入というふうに判定をされるので、千五百万円収入があった場合のこの税金なるといふことは非常に気になるわけです。それからたとえば預金をしておりまして、この預金の利子に対してさらに税金がかかるわけなんです、この辺の辺の辺の特別な措置というものが無いものでしょうか。それから、さらに私どもは年金で支給をされたいというふうに要望をしておりますけれども、一時金というふうになりますと、やや気になる部分もあるわけで、この辺の特別な措置などというの、資料などどう見ますと、文部省ですでに保険会社と契約をしたというふうな

ことも載っておりますが、具体的にどの辺まで進んでおるのでしょうか。

○政府委員(柳川覺治君) 日本学校安全会法第四十条の規定によりまして、公課の禁止に関する規定がございまして、「租税その他の公課は、災害共済給付として支給を受ける給付金を標準として、課税することができない」という規定がございまして、課税問題につきましては、課税問題はそれの限度、見舞い金につきましても、課税問題はそれの限度では起らないというふうに考へます。ただ、そこから得る果実等につきましても、これは別途所得税問題が発生するということでございまして、そこでは御指摘の療疾見舞い金、多額の見舞い金が出るわけでございまして、これはこの見舞い金、療疾の児童、生徒に有効に生かされていくというこの面が最も大事なことでございまして、これにつきましても当事者からの受託を受けまして、日本学校安全会がこれを信託銀行との間に信託関係の代行をいたしまして、その面から実質年金に相当するような運用がなされるというところを取り進めることも意義あることであらうというところで、この面の受託業務につきましても、安全会の付帯業務として、このことを取り組んでいくという考へ方で、現在安全会におきまして関係方面と折衝をいたしておりますので、大体その方向で安全会がお手伝いできるというこの受託を当事者から受けまして、これを信託いたしましたことのおよそのいまめどは、方向は出ておりますので、さらに具体的問題を詰めてまいりまして実現あらしめてまいりたいというふうに安全会で取り組んでおります。

○粕谷照美君 そうするといまの件については、手続としてはそのような形で毎月お金がかかる支給をされるという方向がとれそうだと、これは大変喜ばしいことですけれども、預けたお金に対してやっぱり税金はつくんですか、どうなんでしょうか。

○政府委員(柳川覺治君) その果実の利子につきましては所得の一種とみなされまして、その所得に応じて税金がかかるわけでございますが、

その当人が他に収入がないということであれば、それなりの基礎控除その他のこともございまして、その多額の税金にはならぬというように見込まれておる次第でございます。

○粕谷照美君 これはその契約を結ぶか、あるいは一括してもらうかというのには御本人の判断でございまして、その判断が的確に行われるように、このような制度がありまして、このことをききとってお話ができるような体制というものをぜひとっていただきた。知らなかったがために、後でさあさあなどということのないように、十分な手配というものををお願いをしたいというふうに考へます。

さて、その次に、もっと具体的な問題になりますが、私は先日横浜に行きましたら、養護教諭の先生からもう実に具体的にいろいろなお話を伺いました。その中で歯の事故というのが大変痛いと。ほかの事故ですと親が扶養者になっていきますから、国民保険にしても、健康保険にしても、共済組合にしても医療費が出るわけですね。そしてそのほかにも、これによって互助制度なんというのをやっておりますから、保険で出た。自分で持ち出した分については互助会の方からも出てきて、これは親の小遣いになったなんて笑い話も出ていますけれども、しかし、歯についてはこれなかなか出てこないんですね。先日子供が押した、押した子供が実は母子家庭の子供で、押されて歯を痛めた子供が歯医者さんの子供で、お手の物ですから親御さんは歯を治療したわけですから、その治療費が一本五万円なんだそうです。二本で十万円だから出さないといふ、こう言ったといふんです。それで養護教諭の先生は、お金持ちの歯医者さんから母子家庭でお金のない人のところに十万円出せと言われて、私も本当に困ったというふうなお話をしておりました。さて、安全会では三本以上の歯について支給をされるというところになっているわけですから、二本だっただけブリッジをかけて何とか適用させるといふこ

つきましては、三本以上の歯に歯科補綴を加えたものというの、十四級の廃疾に該当するということになっております。これも先ほどお答え申しましたとおり労働者災害補償保険制度にならつておるところでございます。この辺につきまして、

先生いま御指摘のような問題があるわけでございまして、この面につきましては、二本の場合はブリッジをあれて三本に対応するというような運用を安全会でもいたしてまいってきておるわけでございますが、この面につきましては今回廃疾の十四級のところが三十三万円に増額いたしております。その辺のこととの関連もありまして、この辺の実態との対応の問題は、いろいろな意味で御指摘のような問題があるうかと思えますので、これは安全会の方でも種々具体の問題について対応した運用につきまして、研究したいということをお願いしておりますので、私どももいま直ちに一本でも二本のブリッジで三本にするとということをしたしますとご答えしかねますが、この面は今後の実態に即したやはり運用の問題として研究を十分させていただきたいと思えます。

○粕谷照美君 弾力的な運用を、研究をされると
いうそのことを私は期待をしまして、ぜひ努力を
していただきたいというふうに思っています。

それでは、本当にもう事故というのは思いがけないようなことはつきり起きて、判断に困るようなことがたくさんあるわけですけど、たとえば、小学校を卒業して中学校に入学をする。三月の二十五日に学校を卒業した、もう学校の手を離れた。そして四月の五日あるいは四日、この日

○政府委員（柳川覺治君） 御指摘の点でございます。

すが、一般的には中学校における教育をすべて修了した者に対して修了証書が授与されるということとでございますので、卒業式終了後さらに学校の方で御指導される、そういうことは、学校の指導を受けるということはないというのが実態であろうと思いますが、いまのような御指摘の点につきましては、一方で、卒業証書を授与した後によりあいにいろいろな意味の不祥事故が起こるということもございますので、この辺のことも一方に置きながら、具体の事例につきましてはそれなりに検討をさせていただきたいというようにお答え申し上げます。

○粕谷照美君 次は、運営審議委員の問題なんですけれども、今度非常に運営審議委員も民主化をされたというふうに私どもは考えています。大変、給付の枠なんかも拡大をされてきておりますが、それでもやっぱりまだまだわれわれの意見が十分に反映をしていないという、こういう批判もあることは事実でございます。ところで、この運営については、現場の教師の意見を集約する立場にある人たち、具体的に公立学校共済組合で言えば、中央にも組合の代表というのが入っております。別に共済組合だけではなくて各種の問題については入っているわけですが、その辺のところを考えることができますでしょうか。実は、やっぱり横

○政府委員（柳川覺治君） 安全会の運営審議会に

つきましては、安全会の業務の民主的な運営を図るため、安全会の業務の執行に關し重要事項を審議する機関となっております。したがひまして、その委員は、安全会の業務の運営に關係する者といたしまして、学校側からは校長先生、あるいは幼稚園養護教諭の研究会の代表の方、あるいは幼稚園園長の代表の方等、あるいは教育長協議会等の方に御参加をいただいておりますし、また安全会の業

○粕谷照美君 そのことで結構ですけども、そ

これは各県段階においても当然そういうことです
が、一番批判が大きいのはその中央運営について
ですから、いまのお答えは中央運営というふうに
理解をいたしまして、ぜひ一人一人の教師の現場
の意見が反映するような立場の方を入れていただ
くように努力をしていただきたいと思います。

で、最近はこのいう事故に対する訴訟というのがもう各種各方面から行われていますね。たとえば、先日、子供会主催で山へ行った。そこで事故が起きたというので、ボランティアの方が刑事責任を問われていますが、もうこれじやボランティアとてでもないですけれどもやっていかれないというふうに言われております。で、その全国子供会連合の人たちは、もうこれからこういうボラ

ンティアは素人の人がやるんじゃないで、できるだけ先生にやってもらうようにしようなんというふうな話をしていますけれども、先生はもう学校の仕事だけでも大変なのに、こんな子供会まで一々また指導者みたいな形で出ていったら、非常にもう過労になるばかりです、逆に言えば、この子供会主催のボランティアというのは教師にとつては正規の教育活動でありませんか、もし教師自身が事故が起きた場合にはどうなるのかというふうなことも考えなければなりません。あるいは最近、そういうことを心配いたしまして、PTAあたりで補償制度というものを保険会社と契約を結んで、一人三百円なんという、われわれの安全会の掛金三百円は高い高いなっていますけれども、PTAでもさらに三百円出せというふうなことを、やらなければ事故が事実起きるわけですから何としてもやらなきゃならない。あの文部省の方針に従って学校開放が行われていますね。この学校開放で、それを利用する人たちはこういうスポーツ傷害保険を掛けている団体に限るといふようなことがありますが、その他にも、スポーツクラブに加入する人たちは、もしアキレス腱を切ったかどうか、仕事を休んだらこのような補償が出てくると、きわめて保険盛りになっていると思います。一連のこういうような問題を研究していく気持ちはありませんでしようか。あるいはまた、学校の教師にしても、甲子園で野球が行われておりますけれども、甲子園野球はつきりやなくて、スキーとか、山岳とか、もうさまざまある。そういうところで一体どこが一切の補償をみるのかというふうなことをきちんと判断しなければ、うっかり養護教員の先生も手助けにも行けないというふうな状態が出てまいりますので、総合的な研究が必要だといふふうに思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(砂田重民君) いろんな教育活動が非常に多種多様でございますので、スポーツ活動中に起きます事故に対する救済制度として、財団法人スポーツ安全協会の傷害保険制度がござい

て、その加入者が年々増加をしております、これは五百万人を超えるような状況になってまいりました。そのほかにも互助共済の見舞い金制度などがいろいろあるわけでございます。これらはやはりそれぞれ異なった動機を持って、またそれなりの沿革を経て設けられたもので、ある程度の歴史的な経過もあることでございますので、直ちにこれを統合するということはむずかしいと考えられます。しかし、重複する点はまさにあるわけでございますので、関係者の意見も聞きまして合理的な仕組みについて検討を進めてまいりたい、かように思うものでございます。

○粕谷照美君 あわせて、この事務の簡素化なんですけれども、この事務手続というのが本当に大変なんですね。それで、その事務の簡素化といふものをどのようにお考えになっておられますか。

もう一つ事務の簡素化なんです、受け入れる側の事務の簡素化と同時に、提出する方の事務の簡素化というのは、これがまた大事なんです、その辺のところの検討はどのようになっておりますでしょうか。

○政府委員(柳川覺治君) 御指摘の給付の、特に請求事務につきましての簡素化につきまして、書式その他できる限り簡略になるよう従来とも安全会としても努めてきたところでございます。いま安全会の給付の内容を見ますと、約三割に近い医療給付が控傷、いわゆるすり傷でございますね、それのための医療給付ということでございます。私どもの育った感じからすると、すり傷、かすり傷は、この傷をいとしで来た、そういう経験からすると、そういうものに一切合財医療給付ということ、これは改めて教育論としてどうかという問題も少し起こつてきていると思っておりますので、この辺につきましても、各方面の先生方の御意見も聞きながら、学校は常に次代の子供たちが活力を持って生活する場でございます、その中で起きた、裂傷は別としても、普通のすり傷は、

昔は親と子でこれを大事にしながら、身体髪膚これを父母に受くという教育にまでつながつたわけでございますから、この辺のことも含めまして、私はこの簡素化の問題は、こういう面の内容も含めて、本当に先生方の御意向を聞きながらもう少し詰めていきたいというふうに——とんだところ脱線しまして恐縮でございますが、確かにこの給付事務につきまして大変な学校のお世話にいただいておりますので、この簡素化の問題につきましては、さらに積極的な安全会の取り組みを指導してまいりたいと思っておりますのでござい

ます。

○粕谷照美君 身体髪膚は別といたしましても、ネコはちよつと傷をするとなめて治すといひますけれども、本当にすり傷程度の申請というものは非常に多いんですか、事実上はどんなですか。あんなのもうヨーチンで——あるいは養護教員じゃなくて、中学校あたりになりますと保健委員というのが各クラスから出ていまして、休み時間部屋に詰めているわけですね。そういう子供たちが大体チンキなどをつけることで治しているんじゃないかというふうに思いますが、事実はそうではないんですか。

○政府委員(柳川覺治君) いろいろの実態がございしますが、いま医療給付の対象の最低額が五百円ということになっておりまして、その面もございしますが、手がかかる面もありまして、すぐお医者さんに行つて包帯をしてもらつと、まあ包帯というものはある面でもございまして、まあ包帯といふところは事実としてそう少ないとは言ひ切れないということ、私もこの面をもう少し詳細にあれして、これはまさに先生方の、教師の方々の御意見を十分聞きながら、この面はさらに詰めていきたいというふうに感じていることの一つでございます。

○粕谷照美君 では一応そちらの方の質問はこれで終わります、次は学校保健法の改正の部分に入っていきます。

安全管理の実施に当たっては、物的なそして人的な諸条件の整備に努力しなければならぬ、というふうな書いてあります。私ももちろんだと法律でいろいろな解釈をされるものがつくられてしまします、またそれをめぐって十分徹底しなければ混乱が起きるのではないかと心配もありません。それで第二條、この「学校においては」、あるいは第三條の二、これも「学校においては」と、こうありますけれども、文部大臣、この「学校においては」というのは、だれを指すのでしょうか。

○政府委員(柳川覺治君) 「学校においては」かかるべき状態にあることというふうな書き方があるわけでございます、またこうすべきであるといふことがあるわけで、この場合は、学校の設置者であるそれぞれの都道府県あるいは市町村、その管理機関であります教育委員会、と同時に学校それ自体、両々含めた意味で「学校においては」という表現が使われております。したがって「学校においては」というような状態に常にあるべきであるという場合におきましては、学校自体がその努力をすべきと同時に、学校の設置者である市町村の管理機関の教育委員会がまたその状態を実現するための努力をすべきことがうたわれているといふように言えると思います。

○粕谷照美君 私どもはこれは「学校においては」ではなくて、この項の具体的な言葉としては、学校設置者においては、というふうな改めるべきであるという判断をいたします。本来その施設の整備あるいは修理といふものは自治体の任務であるわけですね。特に施設整備の点検、これは非常に専門的な知識が必要になってきます、時間も非常に必要になってくるわけですね。そういう意味では、まだまだ人的な条件も整っていない。人的な条件を整えていくことがやられないうちに、こちらの方の方が決まっていないうちに、こちらの方の法律だけが先行するというものであつては、現場の教師が大変だといふ判断をしているんですが、その辺はどのようにお考えですか。

○政府委員(柳川覺治君) 「学校においては」ということをあえて改正しなくても、当然に学校の設置者の責任がそこに内包されておる問題でございす。およそ学校の安全管理の問題、あるいは安全点検につきましても、それそれ諸条件の整備に当たって設置者の立場での責任、役割、また実際に学校を運営していく運営の実施責任としての学校の役割ということがあるわけでございす。その責任が両々相まって実効あるものになつていくということでございますので、その面を内容としていたしまして、このような表現になつておるといふように御理解を賜りたいと思ひます。

○粕谷照美君 いまの御答弁は、学校設置者において、と改めることができないという判断に立つての説明だといふふうに理解をいたしす。が、それでは逆に言えば、「学校においては」というのは、両者が含まれているのだということを確認してよろしいわけですね。そういう意味で確認をしたいと思ひます。

○政府委員(柳川覺治君) はい。

○粕谷照美君 ではその次に移りますけれども、時間がありせんから。就学時の健康診断でけれども、この就学時の健康診断というのは、いま学校の任務のようになつておりますが、明確にこの法律では市町村の教育委員会の任務であるといふふうに書いてあるわけですが、この辺の判断はいかがお考えでしょうか。

○政府委員(柳川覺治君) 御指摘のとおり、就学時の健康診断は、学校保健法に基づきまして市町村教育委員会が実施することとなっております。市町村教育委員会は、この所管に属する学校の教職員に、これを委任いたしまして実施させる場合もかなり多いと聞いておりますが、最終的な責任は当然に教育委員会がその責任者として実施すべきものであるといふように承知しておる次第でございます。

○粕谷照美君 私もそのように承知をしておいていただかなければ困りますけれども、現実には、当然学校の仕事だといふ態度でもって委任をして

いる。そうではなくて、もっと現場の中にはどのような問題があるのかという態度でもって、いろいろと話し合いを進めながら行つた就学前の健康診断ができるように指導をしていかなければならないといふふうに考えております。

さて、そのことも絡まってくるんですけれども、先日の予算委員会の際に、私は障害児の健康診断、入学の問題も含めて質問をいたしました。この健康診断というのは十二月に決まつて、一月中にやるということになつてゐるわけですね。そして二月前までに入学の期日を通知するということになつてゐるわけですが、非常に期間が短い。大変学校の中では忙しいときにこういうことをやらなきゃならないというので非常に大変だといふ部分も一つありますが、それは別にそのことがいまだというんじやありませんけれども、特に障害児の問題についてはその期間が短過ぎるために、十分に学校を選ぶための指導、そしてそれを納得させるためのいろいろ話し合いの期間が足りないといふ報告がありますけれども、この辺についてはどういふふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(柳川覺治君) いま御指摘のように、いまの学校教育法の施行令では、翌年の四月に小学校へ入る子供について十二月の末までに学齢簿を一通りつくつて、普通の小学校へ入る子供は一月の末までにこの学校へ行きなさいという通知を出し、それから特殊学校へ行くような子供さんについては、都道府県の教育委員会に学齢簿を送ると、都道府県の教育委員会は学齢簿の送付を受けると、どこの学校へ行くかというのを決めるということ、普通の子供さんはいよいよいふですけれども、障害児の場合はその一カ月の間に大体進路指導をしなければいけないという問題がございすんで、私どもでは来年の養護学校の義務制までは、この期日をどのくらい前の年の十二月以前に繰り下げられるか、いま検討をいたしておりますけれども、できるだけ余裕を持たせるように期日の規定を、つまり政令を直したいとい

うふうに考えて検討いたしております。

○粕谷照美君 いまお話がありましたように、本当にこの健康診断は短時間に大ぜいで、しかも一般健康診断もんですから障害の発見指導なんというのは非常に困難なわけですね。そういう意味ではぜひ政令を直していただくという、そのことを早急に実施をしていただきたいと思います。障害児は初めからそういうことではというんであきらめて健康に來ないという実情もありますので、今度の健康診断のときからはそれが実効あるように努力をしていただきたいと思います。

まあ以上、いろいろな細かな質問をいたしました。部分的なことを確認をいたしましたけれども、文部省の今回の予算の中で幾つか挙げられる目玉と言われるこの項目の中に、私はこの安全会の給付の拡大というのが入つてゐると思ひます。非常に御努力をされたということについては高く評価をいたしますけれども、今後ますますこの安全会が本当に一人一人の子供たちを大事にして、そして学校で教職員が安心して教育ができるようになるための御努力についての大臣の決意をお伺いいたしまして質問を終わります。

○国務大臣(砂田重民君) こまごまの改善ができましたことを本當にうれしく思つておりますが、なお一層の改善を目指しまして、また、同時に運用面でも喜ばれる制度にしていまうように努力を続けてまいります。

一言付言をいたしますけれども、この問題につきまして衆参両院の文教委員会の先生方に的確な御指導をいただきましたことを心から感謝を申し上げてお答えいたします。

○粕谷照美君 衆議院文教委員会の学校災害に関する小委員会の審議を契機として、今回提案されているように日本学校安全会の給付の内容が大幅に充実した、これは大きな前進であると私は率直に評価したいと思ひます。しかし、学校災害に対する対応策として、安全会の充実だけでは十分でございす。損害賠償請求の訴訟が今後も起こるといふことは十分考えられます。引き続き

学校災害に対する補償のあり方について抜本的な改革を図つていく必要があると考えております。具体的には学校災害補償制度の創設が日本弁護士連合会や日本教育法学会からも提案されております。文部省としてはこうした制度の創設について、その実現の可能性、それを研究していらつしやるか、またその意義や必要性について国民や関係省庁の理解を求めるとか、こういうことについて実現に向かつて努力すべきではないかと思ひます。そういう点、文部大臣はどのようにお考えになつていらつしやいますか。

○国務大臣(砂田重民君) 学校事故の発生の態様は大変複雑で多様でございす。その原因や責任の所在の面から見ても、学校側に責任のある場合や、あるいはまた不可抗力と見られますような事故のほか、子供の不注意でございすとか、心臓疾患など明らかに子供の側に原因があるという事故もまた少なくない実情でございす。

このような学校事故の実態から見まして、学校で起こりましたすべての事故を対象として、いわゆるいま先生御指摘のございました無過失責任主義による全額公費負担、このような補償制度の創設をいま直ちにいたしますことは、現行の法体系上困難であると考えざるを得ないわけでございます。

また、仮に御要望のような制度を設けることにいたしました場合、給付水準や、事故発生の際様々などの面で制約を受けざるを得ないことになりまして、ある意味での大方の要望を満たすことがかえつてでなくなるというデメリットの面もまた出てくるわけでございます。事後の認定をめぐつて新たな問題もまた生じさせるおそれもございす。かえつて本来の目的にそぐわないことにもなりかねないわけでございますので、適切であるとは簡単に割り切れないものがございます。

また、日弁連や教育法学会の試案というものも承知をいたしておりますけれども、過失責任主義を原則といたしますわが国の法体系にとりましては、日本の法体系全体の中での例外的なものとい

うことに相なりますので、検討するべき問題点がありにも多くございまして、これをそのまま採用することは大変困難なことでございます。なお、引き続きこの問題が日本全体の法体系の中でどれだけの措置がとれていけるかという勉強は続けてさせていただきたいと考えております。

○柏原ヤス君 安全会の問題について幾つかお尋ねいたします。

まず廃疾見舞金の等級認定基準、これについてですが、これは労働者災害補償保険法の認定基準をそのまま使用しております。この労働者災害補償保険法の認定基準というのは、労働の可能性がどれだけの制限されたかという観点から定められたものと考えますが、それに対して児童、生徒の廃疾の基準というのは少し違っていると思います。子供の発育、発達の可能性がどれだけの奪われたかという見地から定めるべきではないか。廃疾の等級認定基準を見直す必要があると私は考えます。

例をとって申し上げますと、視力障害について、労働者災害補償保険法の認定基準では、めがねをかけて矯正した視力で認定する。めがねをかけて見ればそれでいい。しかし、子供が災害を受けてめがねをかけるようになった場合は、やはりそういう点では非常に負担がかかっていると思えます。また、運動機能障害の一つをとってみても、関節の機能障害によって正座できなくても、障害の認定にならずに等級に入らない。座れなかったって働けるんだからいいだろうというのが労働者災害補償保険法の認定基準の考え方ですが、子供の場合は正座できないという、そういう姿で育っていくことは大変なことじゃないか、それを同じ基準として見ている。私はこうした矛盾を非常に感ずるわけなんです、廃疾の等級認定基準を文部省は見直す必要があるとお考えになつてはいるのかどうか、これは将来をうした基準を変えていくような方向にいかどうかをお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(柳川寛治君) この問題につきまして

は、各種の共済制度が一応労働者災害補償保険制度になつて対応しておるということでございます。したがって、その面で具体的児童、生徒が学校の教育活動の場というふうな状態の中で事故、そういうものに対応する問題につきましては、具体的なケースに応じて若干運用の上で扱いを対応しておるというケースがあるわけでございまして、御指摘の点は先ほど柏谷先生からも歯の問題等でも御指摘があった点でございまして、安全会はまだ若い段階でございまして、十八年の経験を経ているとしまして、また今回さらに手厚い救済措置というものを主眼に置いて取り組んでおる問題でございまして、御趣旨の点につきましては十分な研究、勉強をしていくようにしてまいりたいというふうに考えております。

○柏原ヤス君 先ほど出ました医療費の支給期間が五年というふうになっておりますが、これを原則は五年としても、特別の場合は五年を延長して認めていくべきだと、私も強く主張したいのです。これは実際五年で大体認定できるというふうな文部省は言い切つていらつしやいますけれども、実際はそうじゃありません。私の知っている方でもそうじゃない人がたくさんいるわけなんです。ですから、ただし書きでもいいから五年の期間を延長するようにしていただきたい。五年を過ぎてから医療費が非常にかかる、負担が重くなるというところもあるわけなんです。そういう点をぜひただし書きでいいから認められるようにしていただきたいと、重ねて私からもお願いしてその点お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(柳川寛治君) 安全会の災害共済給付の契約は、各年度ごとに行ふこととしたしております。したがって、原則として当該年度の給付に見合う額になるようにしているものでございまして、しかし、負傷や疾病の治療につきましては、治療するまでに相当の期間がかかるというところの実態がございまして、逐次その期間を延長いたしましたし、ちやうど昭和四十七年度から医療費の支給期間を同一傷病につき五年間とするようにしてまいりました。療養期間が五年を超えるような場合には、その大部分が廃疾見舞金の給付対象となるので、今回の給付改善で廃疾見舞金の額を大幅に引き上げましたことによりまして、廃疾になつた後において突発的に症状が悪化する等に伴う治療につきましても、この廃疾見舞金でその医療費の負担は十分当面できるのではないかと、いう考え方をもちまして、特に今回支給期間の延長をする必要はないという考えをとおしておるわけでございまして、なお、この面につきましては将来にわたつてこの面の実態等も十分勘案しながら、対応していくべき課題ではあると考えております。

○柏原ヤス君 不服申し立て制度についてお尋ねいたしますが、請求が認められなかった場合、あるいは父母が決定された給付額や疾病等級の認定に不服があった場合、それを受けて公正に審査する制度が必要であると思ひます。少なくとも父母の疑問については書類を公開する、――実際は見せないらしいんですね。こうした苦情や相談に応ずる機関を設けるべきではないか、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(柳川寛治君) 安全会の給付の決定は、いわゆる行政処分に対応するものではございせんから、通常、行政行為につきまして不服審査のための不服審査機関を必要とするというふうな意味の、法律上に位置づけられた審査機関は必要ないというふうに考えておりますが、御指摘のような事実上の問題といたしまして、その審査の公正かつ適正を期していくというところは、常に大事なことでございまして、このたびの改善を機に、安全会の中にしかるべき審査会を、学識経験者等を含めまして審査会を構成いたしまして、その審査の厳正かつ公正を期してまいりたい、その面での対応していきたいというふうに考えておる次第でございまして。

○柏原ヤス君 次に、国庫補助金についてお尋ねいたします。国庫補助金十八億のうち、非義務教育諸学校分三億円、この中に幼稚園分は入っておりますが、保育園分は含まれていない。これはどういうわけだろうか、非常におかしいと思ひます。保育所も安全会の加入対象であり、百五十万人も加入して、加入率では幼稚園よりも多い、約八九％が加入しておりますが、同じ幼児教育の一環としての保育所――保育時間が違ふというだけだと思ひます。こういう保育所を国庫補助金の対象にしないというのはおかしいと思ひます。どういうわけか。また、今後これはどうするつもりかという点についてお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(柳川寛治君) このたび新たに国が安全会の災害共済給付に係る経費につきまして、国庫補助の措置をとりましたのは、その趣旨とするところが学校教育活動の積極的かつ円滑な運営に資するという観点から、この面の実現を図つたものでございまして。したがって、児童福祉施設である保育所につきまして、幼稚園とその教育の内容が類似し、またそれに相当するものが行われておるわけでございまして、直接的には目的、性格が学校教育というところとまあ直接一致しておらないということもございまして、厚生省の所管の問題でもございまして、このたび補助金を計上する予算の積算におきましては、保育所が一応は含まれておるというのには御指摘のとおりでございまして。なおこの面につきましては、厚生省あるいは大蔵省とも今後さらに御相談していくべき課題であらうというふうに承知いたしております。

○柏原ヤス君 これはいすれば保育所も加入対象になると、補助金を与えるようにするという方向ではあるわけですね。

○政府委員(柳川寛治君) 幼稚園教育との対応の問題でございまして、保育所に対する助成策につきましてもどのような措置をしていくかは、これは所管官庁の厚生省と関連する問題でございまして、よくその上で検討させていただきたいと思ひます。ですからここで将来にわたつてそういう方向へいくと私どもの責任でちやうど言い切れない問題でございまして、厚生省と十分連絡とりな

から検討させていただきたいと思ひます。

○柏原ヤス君 文部省と厚生省が、幼稚園と保育園との問題についてはいろいろ懇談をするということ、そういう懇談会もし始めたわけですね。ですからそういうところにやはり話題として出していたら、この点どうですか。

○国務大臣(砂田重民君) 幼稚園と保育所のあり方についてはいろいろ御議論のある時期でもございすし、行管からの勧告を受けて両省で懇談会も持っております。いまの柏原先生御指摘の点は、この懇談会に思いますけれども、確かに学校安全会の運営について、幼稚園には補助が行っているけれども、保育所はそうになっていない。厚生省行政とはいふものの、これはやはり重要なことでございすから、厚生省とよく一緒に検討させていただきたいと思ひます。

○柏原ヤス君 ぜひお願いしたいと思ひます。次に、学校の管理下という適用の範囲についてお尋ねいたしますが、給付対象になる学校管理下の中に、学校長の承認または了解のもとに実施したPTA主催の行事、あるいは教師個人の行事をも含めるよう適用を拡大すべきだと思ひております。施行令の第三条二項三号の後段に「その他校長の指示又は承認に基づいて学校にあるとき」とございすし、この適用によって現場における教育が少しでもよくなる方向であるならば検討すべきではないか、こういうふうに思ひておりますが、この点はいかがでしようか。

○政府委員(柳川覺治君) 学校の管理下における事故に相当するものにつきまして、共済の制度が施行されるわけにございす。これにつきまして、御指摘のとおり施行令におきましてその一応の範囲が決められておるわけにございす。その場合に、やはり学校が教育計画として計画されたものであつて、それに対して学校の指導関係が明確にされておる。またそのことが具体的には教師の具体的な指導活動が実践されるというふうな関係におけるものが基本でございすので、そういう

観点に立ちまして、それぞれ該当するものの認定を比較的緩やかな観点に立っていたしておるわけにございまして、したがって、本来ならば学校の必ずしも管理下と言えない登・下校につきましても、これはむしろ親の監護責任の範囲ではございす。この点から、一応の対象に考へるといふことを考へておるもので、いま御指摘の点につきましても、それはそれぞれ学校が具体的な教育計画として立てられたその計画の内容によって決まると思ひますので、先生と生徒の間の個人的な善意の関係で行われる自由な活動までについて、すべてこういう管理下の作用として取り上げていくことは、逆にその面の積極性を欠く問題の誘発にもなるかと思ひますので、具体のケースに応じて対応できるように十分配慮してまいりたいと思ひております。

○柏原ヤス君 学童保育が学校施設内で行われている場合に、その事故についてはその学校に所属する児童だけと、こうなつておると思いますが、他の学校の児童についても適用を検討すべきだ、こう思ひますが、どうでしようか。

○政府委員(柳川覺治君) たとえば、いま小学校では原則として対外競技等は当該学校内ということにございす。最近スポーツの振興、子供たちを丈夫に育てる体育の大いに普及振興の観点からも、隣接の小学校との間に対外試合等が行われるというふうな問題にございす。あるいは中学校になりまして県内大会もございす。この種の対外競技等につきましては、これは学校が計画して児童、生徒を参加させる、またそれには教師が公務として付き添いされるという計画で進められるものでございすから、このものにつきましても、安全会の認定に当たりましては、仮に不幸な事故があれば、当然に学校管理下における事故と、そういう扱いをいたしておるわけにございす。ただ、それ以外に学校開放等の観点から、学校の施設設備がいわゆるスクールエクステンションの観点から利用されておる、そのところでの

事故がたまたま児童であつた、生徒であつたというだけで、それは直ちに学校管理下の作用としての責任は持つことはできませんので、この面につきましても、先ほど来御指摘のスポーツ安全協会、あるいはクラブ活動等の損害保険等でこれに対応するという策が一方講じられておるといふこととございす。ですからいま御指摘の点につきましても、他の学校の生徒がその学校で活動しておる、それが他の学校の教育活動として計画されたものであるという認定があれば、当然学校管理下の作用であるというふうに考へております。

○柏原ヤス君 もう一度確認しておきたいんですが、学童保育が学校の施設の中で行われた場合です、そしてそこで事故があつた、その学校に所属する児童だったら適用されるんですけど、ほかの学校の児童だったら適用されないわけですが、それは適用するように検討できないんですかとお聞きしてゐるんですけども、できないというのか、検討してみようというのか、そこだけいいんですけれども。

○政府委員(柳川覺治君) いまの問題につきましても、具体的には当該学校の児童が当該学校で保育安全法で対象に見えておるといふことでございまして、いま先生御指摘の、そこによその学校の生徒を預かっているというふうな形の問題につきましても、これはある面から見ると、たまたまその学校の子供であつたから給付の対象になつてゐる。同じ義務教育の学校の者はその場所ですることした事故について全然救済し得ないということ、あるいは御指摘のとおり問題のバランスを欠く問題にございすので、よくこの面につきましても安全会の方で研究させていただきたいと思ひ次第でございす。

○柏原ヤス君 その点もひとつよろしく願ひいたします。次に、医療費の給付拡大についてお尋ねいたします。保険外医療費、たとえば差額ベッド料、付添看護婦料、移送料、めがねの破損などについてできるだけかかっただけの実費、全額を給付するように配慮すべきだと思ひます。少なくとも一定の基準を設けて、個人負担の軽減を図るべきである、こう思ひております。例として予防接種健康被害救済制度というののございす。その中で医療費の給付のはかに入院、通院の日数に応じて医療手当が支給されておるもので、これらも参考に思ひて検討してみてもどうかと、こういうふうにお尋ねいたしますが、この点はいかがでしようか。

○国務大臣(砂田重民君) 安全会は互助共済制度でございすけれども、やはり公的な制度でございす。そこで医療費の算定は健康保険で認める額を用いておる。その点の御指摘でございすけれども、安全会の制度で医療保険制度を混乱させるわけにはまいりません。それらの改善はやはり保険制度の方の改善から事を起こしてもらわなければならぬことだと考へます。しかし、療養に要します費用が五千円以上の場合には、療養に伴つて要します費用として一割を加算することといたしておりますので、長期入院者等にはかなりの加算額が支給されることになつております。これはひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○柏原ヤス君 次に、業務運営体制についてお伺ひいたします。

学校災害が年々増加し、各学校における安全会の給付に関する事務量というのが非常にふえてまいりました。こうした事務は大部分が養護教諭に委ねられてゐる。養護教諭本来の職務に支障を来たしつゝあると聞いております。こういう点で改善の余地はないのか、お考えになつてゐるかどうかという点、お尋ねいたします。

○政府委員(柳川覺治君) 学校安全会の給付状況が現在おおよそ百人の児童、生徒につきまして年間四件程度の給付になつております。したがつて、児童、生徒数の多い学校においては、御指摘のとおりかなりの件数に及ぶものと推測されるわけにございす。これらのすべてが養護教諭に委ねられてゐるというのではないと思ひます。

全に關する問題は特に取り上げられてゐるわけですね。いままでは保健だけであつたけれども、今度は安全計画というものが大きく取り上げられてゐるのですから、やっぱり現場の養護の教諭の先生が、やはり法律がこういうふうに変更すると、実際にまで要望しても要望しても実現できなかったことが、やはり具体的になるんだなあとというふうになつていかなければならぬ法律が出てくる現場はちつともよくなつてないというのじゃまいと思ふのです。ですから文部省でどの程度そういうことを言つていいものかなんて言つてないで、いいことなんですから私はほとんど言うべきだと思ひますよ。それに対して押さえてつけないで、日教組のことはずいぶん押さえてつけないで、こういうことはほとんど言うべきじゃないでしようかね、文部省として。一言お願いいたします。

○政府委員(柳川覺治君) 養護教諭の方々の研修、講習の機会もございまして、主管課長会議等でも主體的な問題の案件につきましての研究もされておりますので、それらの機会を通して、この面につきまして事情をお聞きし、また先生の御指摘の点の実現につきまして考えてまいりたいと思つております。

○柏原ヤス君 その点もひとつよろしく願ひします。

次に、新しく実施を予定しております特別障害見舞い金、これについてお尋ねいたしますが、これはどういう条件でいつごろ実施するか。この点についてお聞きいたします。

まず対象児童、生徒はどの範囲なのか。過去に事故のあつたとき、安全会に加入してゐた児童、生徒に対して、すべてを対象としてゐるかという点を一点お願いいたします。

○政府委員(柳川覺治君) このたびの給付事業の改善に当たりまして、かなり大幅な画期的な改善がなされて、従来の給付内容との間にいささか均衡の上で問題を生じておりますし、また具体的に、現に廃疾等になっておられる方々の救済制度につきまして、温かい手を伸べるということがこ

のたびの改善につきまして先生方からも御指摘を受けた問題でございまして、この面につきましてどのような策を講ずるかということが一つの課題でございました。

そこで、具体的に当たりましてはこの法律が施行され、また予算が執行できる状態になりましたならば、直ちにその時点、四月一日になお廃疾の状態にある方、重度な廃疾の状態にある方、一級から三級でございまして、それに該当する方々の認定を直ちに申請を待つて始めたいと思つております。それは対象といたしましては安全会が創設されました時点から、安全会の給付対象となられた方々すべてでございまして、その中にはあるいは必ずしも廃疾の程度が軽度な程度であつた人もあらうかと思ひますが、現に、現在時点においては一級ないし三級に認定されるという方々の方であれば、その方に対しては特別障害見舞い金を支給していただくというところで考えてまいりたい。したが、一日の時点でなおかつ廃疾の状態におられるという方をすべて対象としてこの認定を行つてまいりたいというように考えておる次第でございまして。

○柏原ヤス君 訴訟などで賠償をもらった場合はどうなるのか、その額の多少によつても変わるのか、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(柳川覺治君) この特別の障害見舞金につきましては、額は従来の支給しておりました直近の最高額を支給してまいりたいというように考えまして、したが、いまして、廃疾一級の者につきましては四百万円の見舞金を支給することにいたしましたしておりますが、したが、それまでの間に損害賠償の請求事件がございまして、設置者の損害賠償が確定して支給されておるといふ案件の者につきましては、その部分は対象外にしていくというところが当然のことであらうというように感じておる次第でございまして。

○柏原ヤス君 もう一点、認定時は第四級だつたが、その後重くなつて現在認定すれば三級以上になつてゐる、こういうような場合はどうなるんで

しょうか。

○政府委員(柳川覺治君) 御指摘のとおり、そのような考え方に立つて処理してまいりたいと思つておりますが、実際にその辺のところの具体のケースについてどのような形で上がつてくるか、具体的問題としてはなかなか問題があるかと思ひますが、私も対応としてはいま先生御指摘のような観点に立つて、現に廃疾の状態にあられるというところの価値判断を置きまして対処してまいりたいと思つております。

○柏原ヤス君 もう一点、所得制限などは考えていらつしやいますか。

○政府委員(柳川覺治君) この給付は基本において互助共済制度との関連もございまして、特に所得等による制限の枠はかけないというように考えております。

○柏原ヤス君 最後にもう一点、一級、二級、三級の障害見舞金を受け取つた後に死亡した者に対しては、どういふふうな扱われまふのでしやうか。

○政府委員(柳川覺治君) 現在その方は具体には安全会の加入者でございせんので、死亡の場合に特段の措置を別途考へてはおりません。

○柏原ヤス君 次に安全確保、災害防止、この点についてお尋ねいたします。

学校保健法の中に安全管理規程を入れて安全を確保しようという趣旨のようですが、教職員の注意義務だけで安全を確保しようとすることは私は片手落ちである、こういうふうな考えです。施設とか設備の改善、人的にいわけゆる教職員の定数上の配慮にも責任を持つて取り組むべきであると考えますが、いかがでしょうか。ただ教職員の注意義務を強くしたという片手落ちのままでではならないと思ひます。

○政府委員(柳川覺治君) 御指摘の点につきましては、先ほども御指摘ございましたとおり、まさに学校の設置者また学校の実際の教育運営に当たられる方々一丸となつて安全の管理、安全の徹底を期するといふ責任を明確にしていこうということでございますので、これにつきましてはそれぞれ設置者に

おいては設置者の果たすべき役割、また学校における注意義務の徹底等が両々相まって、常に安全でかつ活力のあるふたつが学校教育の実践に結びつくようにすべきことであるというところで、従来の面にございましては、御指摘のとおり学校保健計画におきましても安全計画を実際に立てまして、取り進められてきたところでございまして、今日安全教育の重要性が叫ばれてゐるときでもございまして、学校教育の一方で積極的な体育、スポーツの振興等とともに、常に安全に注意を向けていくということの教育の重要性の観点から、均衡を保つ面でこのたび改正をさせていただいたということでございますので、一方的に教師の注意義務だけを押しつけるという趣旨では決してございせんので、御懸念の御注意の点につきましては十分心得て今後対応してまいりたいと思ひます。

○柏原ヤス君 そこで、具体的に申し上げたいんですが、児童、生徒の負傷発生の場所を見ますと、校庭、運動場が非常に多いわけなんです。この校庭、運動場について狭過ぎるということが言えると思ひます。現在、義務教育小・中学校のそのの広さ、これは一人当たり平均どのくらいになつておりますでしょうか。

○政府委員(柳川覺治君) 申しわけございせんが、現在手元にその資料を持っておりますので、後ほど調べて御報告申し上げたいと思ひます。

○柏原ヤス君 ところで、校庭や運動場の面積の基準があるのかしらと思つて調べてみました。高等学校や幼稚園にはそれらしいものはありましたが、肝心の義務教育小・中学校にはありません。学校教育法施行規則に小学校については第十六条、中学校は第五十一条に設置基準は別にこれを定めると、こういうふうにしてあるだけです。定めてはないんです。これは速やかに設置基準を定めて、その最低の広さは確保できるような配慮を今後すべきじゃないか、こういうふうな思ひますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(砂田重民君) 大変重要な問題だと思

います。小・中学校の設置基準等につきましては、安全を守るという観点からも、従来は建築基準法等に頼ってやってまいったわけでございますが、衆議院でも御指摘のあったところでございまして、検討をさせていただくことにいたします。

○柏原ヤス君 その点もひとつよろしくお願い申し上げます。

最後に、通学中を除いた学校管理下の死亡の死因別の状況を見ますと、心臓性疾患が圧倒的に多いわけですね。まあ一人一人の児童、生徒の健康状態を適切に把握すべきだと、しっかりした健康管理を行うということもこの災害防止の重要なポイントであると思います。それには健康検査の内容を充実すべきだ、検査の体制を確立すべきであると考えております。たとえば心臓の場合も一次検査は問診、聴診だけです。これは心電図をとる必要があるのではないかと。また、検査体制にしても、二時間ぐらいに五百人も六百人も児童、生徒を診るといったような体制では、適切な診断は私にはおぼつかないと思います。こうした健康管理をしっかりと行うということが、やはり今後災害防止の大事な点であると思いますので、検討すべきである、こういうふうに思っております。この点、いかがでしょうか。

○政府委員(柳川寛治君) 健康診断の診断項目につきましては、そのときに力点を置くべき項目がございまして、常に専門の先生方の御意見を賜りまして、その内容改善に努めているところでございます。特に最近側癇症問題等の課題も出てきております。また、御指摘の心臓及び腎臓疾患の問題につきましては、その診療体制をどのように学校から地域、また最終的には治療機関に結びつく二次、三次の検査体制はどうあったらいいかということ、個々の学校、また学校医の先生だけでは対応し切れない大事な課題でございまして、現にこの診療体制をどのようなネットワークで取り入れるのか、この辺の具体的な解決を図るべきだということで、モデル県を六県選びまして、この心臓、腎臓等の診療体制の整備を進め

てまいりたいというように考えております。また、来年度予算でスポーツ医事、あるいはスポーツ診断と申しますか、その面の要素は、やはり育っていく子供たちにその面からのアプローチが必要であらう、そのことが、学校で先生方が多くの子供を抱えて指導されるに当たって、そこにできる限り運動処方というような指導が渡っていく、そのことが大事であらうというように感じております。そのためのスポーツ医事相談事業ということをして、いま予算を来年度計上させていただきまして、これも学校保健会にお願いいたしまして、医師の先生方、それと体育の先生方が同じようにして、将来にわたって健康診断が、健康体力診断的な方向に突っていくというようなことの研究もしていただくといいことの新たな予算も計上させていただいております。いま御指摘の点につきましまして、多数の児童、生徒が毎日教育活動していく大事な学校の場合でございますから、従来以上にその面のきめ細かい診断項目が必要であらうというふうに私も感じて、鋭意努力中でございます。

○小巻敏雄君 最初に、学校保健法の一部改正、八条関係に關連をして、厚生省にお伺いをしておきたいわけでありまして、

現在、結核の発生状況というのは、一体どういう状況になっているのか。登録された者、新規の者、それぞれお答えを願いたい。また、各地域における一般住民の検診の受診率、これはどういう状態にあるのか、このことをお伺いしておきたい。

○説明員(仲村英一君) ただいまお尋ねの結核の蔓延状況でございますが、御承知のように、結核というのは非常にわが国では減ってまいりました。昭和二十八年ごろは活動性の患者の数で申し上げますと二百九十万人ぐらいいましたが、昭和五十一年には三十九万人と非常に減少しております。それから死亡でございますが、結核による死亡にいたしまして、昭和四十年は、これは歴史の最高だった年でございまして、約十五万人の方が亡くなっておりまして、現在昭和五十一年の数字では、一万人を切りまして九千九百人ぐ

らいということ、大変減ってきております。そういう蔓延状況でございます。もう一つのお尋ねの一般住民の受診率でございますが、これは御承知のように、十五歳以上はそれぞれの実施責任者が決まっておりますが、いわゆる一般住民という方たちは市町村長の責任で健康診断を行っております。この受診率は、五十一年で約三七・五%という数字が私の把握しておる数字でございます。

○小巻敏雄君 いまのお答えの中で、現状がはっきりしていないわけですが、現在、厚生省の方へ問い合わせたところ、登録されておる者が三十九万人、そのうち感染性の者が五万九千人、そして一九七七年の新規発生者が九万七千人、そのうちで感染性の者が二万七千人、高齢者の者が多いというふうに聞いているんですが、そういう状況ですか。

○説明員(仲村英一君) ただいまおっしゃった数字は、私の統計で持っております数字と同様でございます。御指摘のように、結核というのは昔は女工哀史等ございましたように、非常に青年の病気でございましたが、現在は老人の病気だというふうにも言ってもいいぐらい、罹患状況は高齢者に推移してございます。

○小巻敏雄君 確かに、国民病としての結核に対するこの克服のための行政と、国民一致した努力というのは実を結んでいるというふうに私も考えるわけでありまして、しかし、そうだからといって、もうこれは結核は恐るるに足りないというふうなことで手を抜いてよいかといえは、なかなかそういうものではない。現在、感染性の者が六万。こういうのは少し状況を怠るとたちまち集団感染を生み出し、危ない状態にある。まあこの病気にしましては、アメリカなどでは検診について全体としてやめるような方向が出ておるけれども、教職員については、いやくも教職員が感染源になつて、児童、生徒の中に問題が出てくるようなことがあつてはならぬというので、これはなおアメリカのような状況においても継続をされているとい

うふうに聞いているわけでありまして。

昭和四十九年にこの法改正がございましたが、その際に特に厚生省では努力をすべき重点として、附帯決議についていろいろ受けとめておられるかと思うわけですが、その経過はどうなっておりますか。

○説明員(仲村英一君) 法律改正いたしましたのは四十九年でございまして、この内容は、厚生大臣の諮問機関でございます結核予防審議会の答申に基づいてなされたわけでございまして、今後の結核の重点は、ただいまおっしゃられましたような危険の非常に高いグループ——ハイ・リスク・グループと言っておりますが、そういう人たちの特に重点で追つかけていくといえますか、患者を発見して管理していく、こういう方向で結核対策を進めているところでございます。

○小巻敏雄君 先ほどお尋ねした点でまだ答弁をしておらぬわけですが、一般の各地域の住民の検診というのは一〇〇%いっておるわけですか、どうなんでしょうか。

○説明員(仲村英一君) 先ほどお答えしたつもりでございましたが、一般住民の受診率は五十一年の私の試算では三七・五%でございまして、

○小巻敏雄君 三七%が受診しておるということになれば、少なくとも六三%は受診をしていないということでありまして、この結核予防法の改正の際には、特に附帯決議が付けられて、各地域における一般住民、とりわけ多発地域の住民、老人及び零細企業従業員に対する定期検診の受診率の向上を図り、あわせて家族の定期検診を強化し拡充すること。二番目に、幼少年層の結核発生予防のため、その合理的な方策をさらに検討すること。というふうなことが掲げられておるわけですね。そのわりには全体の検診の受診率というものは不十分というふうな答弁を聞くわけですが、どうですか。

○説明員(仲村英一君) 御指摘の点、もっともな部分があるわけですが、先ほど先生おっしゃいましたように、国民全体の中に結核はこわ

くないんだという意識を持つ方があるもので、そういう点で一般住民の受診率というものが、非常に過去に比べて少しづつ低下をしてきておるといふ実態がございます。したがって私ども、これは実施責任者は市町村長でございますが、保健所等を通じてさらに一般住民の受診率を向上するようにというのを指導しておるところでございます。

○小巻敏雄君 この法改正の際にも、これは社務で審議をされましたが、わが党の省脱委員が専門家としての立場も含めて、いやしくもこの病気がこの油断をすれば決して軽視できない病気で、すよというのを討論の中で念を押しながら、こわくない病気だというふうな国民の安易な対応がもし生まれるなら危険があるから、特に厚生省には一層の充実をした行政的な措置をお願いしておったと思うわけです。その点については、なおかつやはり危険に対して十分とは言えない点があると、一層の努力をお願いしたいと思うわけでありす。

続いて、文部省の方にお伺いをするわけでありす。昭和四十九年以来、各学校についての取り扱いも、それまでに比べて検診ではいわけ間引き検診になったわけでありす。その状況以降、学校において集団感染というふうな事実が起ったことがあるのかないかと、あればどういう状況であるかと、これをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(砂田重民君) 弱年者につきましては、この病気のエックス線の被曝によります健康への影響を配慮する必要がありますので、中学校以下ではエックス線による検診を小学校第一学年と、中学校第二学年の二回にしたわけでございます。しかし学校保健法が四十八年に改正されましたから、健康診断の実施に当たりまして保健調査を行うなど、健康状態の思わしくない者、または家庭等に結核患者が発生いたしました場合には、学校医によります自分の発見のための努力が実るように、そういう指導をしてまいっているところでございますが、昨年、いま御指摘のござい

ました具体例が埼玉に一件発生をいたしました。それに対します措置もいたしましたので、事務当局の方からお答えをいたします。

○政府委員(柳川覺治君) 一部新聞にも報道されましたが、埼玉県の志木のある中学校で開放性の結核の発生がございました。五月に中学の二年生二百余人にツベルクリン反応の検査をいたしましたところ、八十一人の三九・七％がツベルクリン反応の結果陽性の認定がございました。さらにこれを、陽性者に対してエックス線の間接撮影影をいたしました結果、一人の者に、男の生徒でございましたが、病巣があることが判明いたしました。そこで、六月十六日にこの者に対して診察所で精密検査をしていただきました。その結果開放性の結核という診断がございました。父親が開放性の結核であったというふうな環境にございました。それで、この者は直ちに翌日入院をいたしました。そして、この四月にたしか復学をするというふうな経緯でございますが、七月の二十二日に保護者に集まっていたが、八十三名の生徒に対しては発病予防薬の内服薬を、また、これらの説明会をいたしました。その後陽性が増加しているかどうかというのを見るために、二年生の中程度の陽性以下の生徒百六十九人につきました。ツベルクリンの反応をさらしたとして、その結果陽性の者が十五名あるということですので、またこれに予防薬の内服薬を与したというふうなことでございます。十月十七日に七百六十五名につきましてエックス線の間接撮影影を行いました。その際は別に発病者はいなかったというところでございます。学校といたしましては、学校内を消毒するとともに、日常の健康観察の充実等、学校における保健管理体制の強化を図っておるといふ件が昨年一つございましたが、その他一部、名古屋市立の長良中学校におきまして二名の結核の発見があったというところでございます。これは四百八十六人中の二名というふうな、そういう現象もあるようでございます。

○小巻敏雄君 なくなったと思つた結核が、やっぱり一つの感染源があつて、そして一定期間濃厚に接触しておれば、意外と大きな集団感染をもたすものだという一つの警告がやっぱりここにあらんじやなろうかと私は思うわけでありす。特に昭和四十九年から、まあいわば今日の状況なら大丈夫だと、BCGの効果もかなり長続きするものだというので、こう間引きをされておるわけですが、結果論的に言いますけれども、私埼玉の現地の人にも事情を少し聞いてみたわけですが、私も、事後の措置は、従来からの緊張して取り組んだ経験もまだ強く残っておりますから、かなり妥当に行われておるとしても、旧体制のままでたらもう少し早く発見されたんじやなろうかと、か、やっぱりうっかりしておると恐ろしいものだということが言われておるわけでありす。少なくとも今回の措置については、この原則を深く心に体して運用を進めていただきたい。特に大臣に対してはこの問題について、四十九年以来、小さいながら長良中学の問題と、それから埼玉県のこの集団感染問題、志木市の市立中学で、このように出ておると、この点について、や、この逆行をして、また蔓延するというふうなことがないようにひとつ十分な体制でやっていたいただきたいと思つております。大臣の所感を聞いておきたいと思つております。

○国務大臣(砂田重民君) 大変結核に感染している特に若い人たちが減つたからといって、油断のできることではございません。小・中学校でのX線検診というものは、先ほど申し上げましたようなことになっておりますけれども、結核菌によります感染や、結核発病のおそれのある者、すなわちツベルクリン反応の強い陽性を示す者等につきましては、小学校の第四学年、中学校の第一学年、及び中学校の第三学年においてもX線検査をやる、こういう特例的な健康診断を実施することにいたしましたので、ひとつ十分の注意を払つて対処をしてまいりたいと思つております。

○小巻敏雄君 安全会法の問題に入るわけでありす。少なくとも今回積まれた国庫補助の予算を、速やかに四月一日以降の毒な被災者の方々のところへ恩恵を及ぼしたいという立場から御質問をするわけでありす。同時に、多発する実態と被災者の状況を見ますなら、今回の措置がなお引き続き努力によって改善をしなければならぬものだということは、この際明らかにする必要があります。と思つております。何としても、これ百万件に近い病院送りです。こういうものが先ほどから出ておりますが、例外的にはとにかくとして、ヨーチンやメンソレータムや仁丹を飲まして治るようなのを、こういうものにしておるとはとうてい思えないわけでありす。実態を見れば、むしろまだ離れた問題もたくさんあると思つていいと思つております。

私は和歌山県の海南市で起こつた事件にタッチをしたことがあるわけでありす。これは昭和五十一年七月二十七日に、この海南市立三中で、まあKさんとしておきましようか、この女性生徒が自習時間に馬乗りというのをやっておつた、はつとしたはずみで首に足が当たつて、花のつぼみといふすかね、中学一年生のかわいらしい女の子なんですけれども、第四頸椎損傷ですね、下半身完全麻痺ですね、今日に至るまで病院に入つたなりでありす。お母さんはつきつ切りで看護をしておると。まあ、入つた病院にそのまゝいすすが、たまたま差額ベッドで一日五千円というわけですね。負担能力があるからと言えは言うものの、一年間に二百五十万円支払つておるんですね。現在安全会から医療費は受け取つておるんですが、等級の決定はまだだというふうな聞いております。まあ、お見舞いもしましたし、学校の意見も聞いた。これは、本人にとつてみればこれでお嫁に行くことを断念しなければならぬというふうな状況であり、上半身は確かですけれどもよく物を食べ、口はきけるわけでありす。しかし、もうはなやいだ将来を描くことは許されぬと。話をすればすぐに父親の目から涙がこぼれてくるというふうな状況でありす。裁判に訴えていないですね。先生方も一生懸命やつておりますけれども、どう

しても身近かなものに恨みが向かうですな、もう少し何かやり方があったんじゃないかと。そう言いながら、また實力もありますから裁判やろうと思えばやる力もあるでしょうけれども、学校のことを考えて耐えているというわけです。こういう人に対して今度改善をされたこの安全会法でどれだけ補償することができるか。これは大体一級認定がされて、五年後打ち切りの際に千五百万円と、こういうことになるわけでありまして。いまはうちがお医者さんですから家庭は悪くないんですけれども、父親に生涯頼るわけにはいかぬと思うわけですね。こういう状況の際に、やっぱり年金制であるのと、こういう場合に打ち切り見舞金であるのとの差というのは歴然と出てくるんじゃないでしょうか。年金制で文部省は概算要求をされたものによれば、どういう補償をするわけですか、端的に答えていただきたい。

○政府委員(柳川覺治君) 当初文部省が予算要求いたしました際は、一級から七級までの重度な……

○小巻敏雄君 一級の場合答えてもらえますか。

○政府委員(柳川覺治君) 十八歳未満の者でありますと、一級の場合の年金としては六十六万円の年金を支給する。十八歳以上の者である場合は百八十一万二千円の年金支給というものを当初要求の段階では考えました。

○小巻敏雄君 十六歳になれば百八十一万二千円支給をするという概算要求をされたわけでありまして、千五百万円、現時点では金額は若干大きいように見えても、これはこの年金と比較しても八年分ぐらゐに当たつておるだけでありまして、少なくとも、障害補償というものを考えた場合には、この見舞金制度というのは年金に比べて明らかに劣りを示しておる。またこれ、退院をした後には家庭崩壊状況が出るような問題が非常に目に見えて多いわけでありまして、病院に在る間はそれなりに成り立つておつても、母親はそこへ縛られるでしょうし、働くこともできなくなるというような問題もあります。こういったふうな点で、これ

は文部大臣にお伺いするわけですが、これらの問題を考へて概算要求の際には年金制を要求されたと思うわけですが、なぜこれを通すことができなかったのか。将来はこの点についてどういうふうにお考えかというふうな点を聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(砂田重民君) 先ほどお答えいたしましたことと重複いたしますけれども、年金制度導入を私どもも努力をいたしたわけでございます。やはりどうしてもできないいろいろな壁に阻まれて、見舞金の大幅な引き上げということで、今回の改正案を御審議願つておるわけでございますが、その一つの問題点は、年金というものは将来国民の生活水準、物価その他のいろいろな事情の変動に伴ひまして、水準を当然引き上げなければならぬことを想定をいたさなかりました。その財源措置をどういうふうにするのか、その財源を後年度における児童、生徒等の保護者に負担させることもそれは適當ではない、また、それを全額公費負担とすることも他の社会保障制度との均衡上困難である、こういうことが一つの問題でございます。さらに、高水準の年金を所得実績のない児童、生徒等に設定をいたしますことは労働者の障害補償年金との均衡を失することになるという現実の問題もまたございまして、その次に一般の廃疾者に対します社会保障制度におきまして位置づけや関連等、こういった検討するべきた

くさんの問題がその壁になつてしまひまして、努力をいたしたけれども、年金という制度を導入することができなかったわけでございます。○小巻敏雄君 衆議院で取り組みが行われた中で、いま挙げられたような問題は討論の中で当然皆提示された上で、各党は一致して、文部省は決意を示して予算要求をした。そして、明らかに制度としてはやっぱりより劣る制度で、現時点では前進でありますけれども、妥結をせざるを得なかつたということでありまして、ぜひとも大臣、これは今後の課題として残つておるといふ意識を離れることなくお持ちいただきたい。文部省にとつ

て一つの負債と言つちやなんですけれども、肩に負つた課題であるというふうには考へていただくとよくお願いをしたいわけですが、どうですか。○国務大臣(砂田重民君) 年金という制度と、それから今回のような見舞金の大幅な引き上げというやり方と比べてみました場合には、年金という制度にもしも踏み切りました場合には、それはそれなりにこの学校安全会が行つております給付の内容を、こういう形に改善をするべしという各種各様の御要望に逆にこたえられない面もまた出てくるわけでございます。財源措置等を考えますときには、現実的にはそういう問題にもまたあつたことでございますので、それらも踏まえながら、また一般的に申しますならば、社会保障の分野でどうこれが対応できるかということも踏まえながらの将来の検討課題としてまいりたいと考へております。

○小巻敏雄君 一たん解決した問題がもう一遍、大蔵省の力というものもあるでしょうけれども、後に戻つていくというふうには私は言わざるを得ないと思つたわけです。さらに今度の措置の中で、過去の人たちのため、措置を終わつた人たちのために後追ひとして四百万円の上積みというふうなものも今回踏み切られたですね。いい措置だと思つたわけですが、これは一体、前に少額ながら受け取つて、今度さらに四百万円の上積みの措置をもらつて、これらのことは将来もまた一定時期に考へ得るものなのかどうなのか。その点はどうでしょう。

○国務大臣(砂田重民君) 先ほど体育局長もお答えをいたしましたとおり、予算が成立いたしました後、できるだけ早い時期に綿密な調査をいたしました。たとえば弾力的に運用をしたいと思いますから、事故のあったときには四級であつても、現在がもう三級であれば、それは三級の措置をするというふうな運営をいたしまして、特別廃疾見舞い金を支給をいたすわけでございますから、いわば悉皆調査のような形でこれをやりますので、将来にわたつてということも考へております。

○小巻敏雄君 この点についても明らかに年金制の実施と、そして今回の見舞金の増額の措置との優劣が非常に明白になるところでございますから、今後とも問題が具体化していった中では、検討を要する課題ではなからうか。私も今回の法案に賛成するという決意をするためには、これが具体的措置として、周知の、各県にある方々で、これに対して具体的適用をすればどうなるのかというのを逐一当たつてみたわけでありまして、これは現に長い苦しみの中にある人々のところへ、かなりの前進した額が落ちるわけですから、早急実施はしなければならぬ。それだからと言つて、この救済の手の及ばない人々についてこれでは足れりとするようなことがないように、というのは、この際進み始めた車というものは、まあここで一服だということではなくて、一層進めなければならぬと考へるわけでありまして。

先ほど差額ベッドの問題についてもございまして、いま挙げた和歌山の海南のケースでも、病院に連れていくときにはもうあれこれ言つておられませんが、緊急の措置として差額ベッドに入院をするというふうな例があるので、一律一概に差額ベッドは認めないというふうなことに對して、弾力的運用が現実にはできないのか。これはよく検討すれば弾力的運用をする、また若干の規則の手直しをするというふうなことはなし得ることじゃないでしょうか。どうですか。

○国務大臣(砂田重民君) どうも健康保険の制度そのものをこの法律の弾力的運用で、いまある現実の制度を崩すということは、これは大変むずかしいことでございます。ただ、先ほどから小巻委員が御指摘の点、私どもは政府全体として予算を決定をいたしまして、その予算の裏づけをもつて今回の法改正御審議を願つておりますので、予算編成の段階の議論をすることは大変私どもとしてはむずかしいことでございます。出しました法案、また政府として決意をして御審議いただいております予算案として、ひとつ御審議をお願いしたいのでございますが、将来二度とこういうこ

とをやらないというような冷たいことをというところでございましたけれども、その将来というのが小委員いつの時点をお指摘になつてゐるか、私もちよつと判断いたしたかねますけれども、今回のような措置は、できるだけそのこぼれがないように綿密な調査の上で特別医療見舞い金も支給をいたしたいと考えておりますので、今回限りという言い方をこの法案ではしてゐるわけでございませう。ただ、学校安全会法が行つてまいりますから、その事業、その他いろんな大きな変化が出てまいりましたときには、それはそれでそのときに当然考えなければならぬ責任をまた文部省が持つわけでございませうから、どうぞひとつそういうふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○小巻敏雄君 少なくとも予算は毎年決めるものでありますから、ことしの予算審議、今年の予算の実行と、しかしまた来年もあるわけであります。課題は継続をしておることではないでしょうか。

それから、文部省の概算要求の中では、みんなが問題にしてゐる医療給付の五年打ち切りの問題ですね。この問題についても特に大臣が必要と認めたものについては、支給期間を延長する場合がありますというところが付されておつたわけですが、これも、この点はどうかと思ひます。

○政府委員(柳川覺治君) 医療期間の延長につきましては、当初特別の必要ある場合につきましては救済の措置がとれるようにということで、予算要求段階で取り組んだわけでございませうが、四十七年に現在の五年ということに延長してまいりました、その上に立ちましてはほとんどのものが五年の医療期間を経た後では、なお必要のある場合は医療の状態の認定に該当するものであらうということの上に立ちまして、医療見舞い金の大幅な改善をいたしたこともございませうので、これで対応していこうということで、このたび医療期間の延長につきましては見送つたという経緯でございませう。

○小巻敏雄君 ほとんどのものが対応できるという

前提のもとに、要求の際には特に必要であると認めたものは、具体的にしなければ問題は無いわけでありませうが、こういうことを一たん出して置いて、それで現在ではもう文部省として要求を放棄するようにならうと言われるのは、これもまた勢の後退ではなからうかと思ひます。文部省の一人上げた要求は、これはまあ関係もありませうが、みんな通るとは言えないわけでありませうけれども、今後とも要求として堅持されてしかるべきかならうかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(柳川覺治君) この辺の問題につきましては、今後の実態の認識の上に立つて、適切な対応をしていくべき課題であらうというふうに考えております。

○小巻敏雄君 今度の措置は、従来から見れば、国が見舞い金に対して財源を準備をするという点で飛躍的に前進をしたことではあります。この額が設置者と父母と、それから国の出たものはそれぞれ何%ぐらいの関係になつておるわけですか。

○政府委員(柳川覺治君) 財源構成でございませうが、義務教育諸学校につきましては、国が二〇%、設置者が四〇%、保護者が四〇%、非義務教育諸学校につきましては、国が九%、設置者が一八%、保護者が七三%でございませう。従前は、義務教育につきましては、設置者が五〇、保護者が五〇、非義務につきましては、保護者が一〇〇というところでございましたが、それが先ほど申しました来年度からはこのような割合になるわけでございませう。

○小巻敏雄君 成熟した段階では、国の負担もやはり三者構成なら三分の一とか、あるいは半額とかですね。これはやっぱり目指さなければならぬのではないのでしょうか。なかつたときと比較して、りっぱにできたというところで歩みをとめてはならぬと思ひますね。これは一般的な一つの課題でありますけれども、この点、負担率的なものと、これは私学の補助金の場合にでも半額と言つておつて、五年かかつて、十年かかつててもなか

なかな達しないという現実があります。しかしながら、この際にはやっぱり目標を堅持して進んでおるわけであります。この点では、負担率というふうな点で十分だと、将来課題としても、そういうふうにお考えになるわけですか、どうでしょう。

○国務大臣(砂田重民君) こういう制度でございませうから、やはり将来を考えますと医療費の値上がりも考えなきやなりませんし、そうすればまた給付水準の改定も考えなければなりません。その時期にやはり国なり、設置者なり、保護者なりの負担率につきましても、その時点で当然考えなければならぬと思ひますし、そういう変更をするときには、私どもが改善を目指して考えるということとは当然のことでございます。

○小巻敏雄君 やつぱり国民がすべて期待しておるところは、初年度においてこういう状況で確定をされた、これはまあ毎年毎年というのは大蔵省も決り顔するでしょうし、奮闘を要するところだと思ひますけれども、少なくとも文部省としては、現になおこの問題があるために、どうかすれば体育の活動、クラブ活動が萎縮沈滞をする、学校長としてはクラブの付き添いでも自分の責任で行つてくれと、事故なく戻つてきたら判を押してやるというふうな状況があるわけですね。こういうふうな教育にあるまじき状況で対応しなければ、生徒の要請にこたへられない。こういう現実を、これを克服していくためには、引き続きぜひとも文部省の目標として国庫負担の引き上げと、この国民の声を代弁をする運動のひとつ先頭に立つていただくというふうな決意をお伺いしたいわけでありませう。いまの答弁をもういふうに受け取つてよろしいわけですか。

○国務大臣(砂田重民君) 決り顔は見慣れておりますので、余り決り顔は気にしないで奮闘をいたします。

○小巻敏雄君 ではここで、やや二、三の具体的な問題についてお伺いしたいわけでありませう。現在、安全会の仕事は学校と父母を結ぶ毛細管

のところまでどういうふうに進んでゐるか。その一部の問題については、さきの柏原委員の方からも質問があつたわけでありませう。現在安全会が医療給付見舞い金等の計算から支払ひについて、事務機構というのは安全会自身ではどういふふうにやっておるんですか。県段階までしかないんじゃないですか。

○政府委員(柳川覺治君) 安全会の組織といたしましては、御指摘のとおり、各県に安全会の支部が置かれていまして、その支部において本部との間に書類の行き来をいたしまして処理するということでございます。

○小巻敏雄君 支部というのは各県にあると、その下にはもうネットはないというわけですね。やっぱりこういつたふうな点は、この際ひとつ改善について努力をしていただかなければならぬと思ひます。先ほどからもありましたように、実際問題として高校では事務職員が比較的人数がおりまして、いわば行政事務ですから、間違いなく事務なんです。さつき示されたようなこういう紙にものを記入するというようなことは、教育活動の概念の中に入るものじゃありません。現実には高校では事務職員が取り扱つておる。ところが、小・中学校では間違いなくこれ全部養護教諭の肩にかかつておるわけでありませう。そうして、これが父母と病院と学校の間を往復をし、あれらの書面を記述をしてやつておるわけでありませう。

この中では養護教諭の仕事というのは大変忙しい仕事ですからね。その学校の千人を超える子供たちに対してそれぞれ責任を持ち、本当に大変な状況ですね。一日に何十件というふうな処置が出てくるような例も珍しくないと思ひます。そこそここういう仕事がかかつておる、こういうことであります。業務内容としても、養護教諭の教諭職に果たしてふさわしいかどうかという問題があります。まして配置されてないところであれば、初めからしまいで教諭がやつておりますけれども、少なくとも、これは市町村の窓口はこの事務機構というものが網羅されるべきではなからう

か。大きな問題が起れば、市ではわざわざ条例をつくったり、あるいは議会の中で一件ずつ決議をして、給付金の支払い等をやらなければならぬと、その市の窓口であります。ところがその設置者である市を回避することく、安全会のネットが学校に直結してある、こういう問題点についてはいかがですか。

○政府委員(柳川覺治君) 御指摘の学校安全会の事務の処理の問題でございますが、現在各県の教育委員会の中に支部を置かせていただいております。支部長に教育長が当たって支部の運営をいたしております。これをさらに市町村まで、末端までということについての御指摘でございますが、いまだ安全会の運営につきましては、十数億の国庫補助をいたしておるわけでございますが、特殊法人も含めまして、定員のむしろ削減の方向にあるときでございますだけに、なかなかこの面の拡充につきましては、実際問題として大変困難だということに感じるところでございます。

【委員長退席、理事世耕政隆君着席】

なお、学校の具体に起こりました事故につきましては、学校管理下の問題でございますし、またこれに対する共済制度の実施は学校教育の積極的かつ円滑な実施運営に関するものでございますので、学校事務には多様な事務が多々あるというように感じますが、その一つといたしまして、これが負担過重のみでなく、円滑に実施されるようなむしろ学校の事務体制、あるいは養護教諭の配置増というような問題で、この面の問題を解決していただくようにしていくのが筋ではないかというように現在感じておる次第でございます。

○小巻敏雄君 やつぱりこういう要求を実現していく責任官庁である文部省の方で、定員削減の最終に新しく取り組む安全会であるといえ、そういう問題の指導はいたしかねますというようになことを言われますと、これは先の見込みがなくなってくるわけですね。もう一つ、たとえば養護教諭の増配と言われますけれども、そうすると、体育局長は養護教諭がそういう事務をやるのがあたりま

えと思つてゐるんですか。

○政府委員(柳川覺治君) 養護教諭の本務は養護をつかさどるといふ職務でございますし、必ずしもこの事務が養護教諭プロパーの事務として考えられるべきだというように申しておるわけではございませんが、おおよそ職務にはそれぞれその職務に付帯する各種の仕事があるわけでございまして、そういう面で付帯する仕事として、いま具体の問題としては養護教諭の方々に処理していただいておりますというのが実態であらうかと思ひます。この辺の事務の均衡、配分につきましては、あるいは事務職員の適正配置の問題等とも一連から問題でございますので、この面の配分の適正化につきましてはなお研究もし、適切な指導もしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○小巻敏雄君 やつぱり高等学校で養護教諭にやらせずに、事務職員にやらせておるところを見て、それは学校ではやりやすけれども、目の前に子供がいるわけですから、やつぱりそこに甘えて、将来計画として、問題として意識をして改善をするという姿勢がなければ、ぼくはこれは間違つてゐると思うわけですね。大臣、ひとついま指摘をいたしました市町村の窓口、少なくとも市教委レベルのところまで、市と言えはたくさんさんの義務制の学校抱えておるわけですよ。これらのところについて一つ窓口を設けるといふような点については考慮すべき課題だと思つておるわけですが、その点について御見解を聞いておきたいと思ひます。

【理事世耕政隆君退席、委員長着席】

○国務大臣(砂田重民君) 安全会が市町村段階まで、どう申しますか、安全会の組織として手足を持つかどうか、非常にむづかしい問題であらうと思ひます。ただ、現実の問題として養護教諭に大変な御努力、御苦労をおかけしておりますことはよく認識をいたしましたので、この問題、そして小巻委員御指摘の、確かに学校での事務と申して差し支えないと思うんですが、そういうことを学校の中でどういう形でこの事務をそれぞれ分担

して持つていただくかをひとつ前向きに検討させていただきたいと思ひます。

○小巻敏雄君 学校に職務の必要がある以上は、教育委員会もそれに応じた責任があるでしようし、安全会として配置をするということにこだわらずに、教育委員会の中にこれらの窓口を設けるというようにすることも考えられようかと思ひますし、その点についてはいまの大臣答弁は前向きで考えたいということだと思ひますから進みたいと思ひます。それでよろしいですね、大臣。

○国務大臣(砂田重民君) 結構です。

○小巻敏雄君 それから、次に申請の問題があるわけですね。多くの場合はうるわしくいつてゐるわけですね、学校から申請をします。しかし、間々学校ではこういう問題は余り表に出したからない。これは教育の場として特別な性格もあるでしようけれども、こういう状況の中から、親として申請を直接教育委員会へやりたいという希望はこれは存在するわけです。この点はいまの制度ではどうなつてゐるんでしよう。親の直接申請権の問題であります。

○政府委員(柳川覺治君) 現在は学校を通して要求が出される、請求されるようにいたしております。直接当事者から出される場合もございまして、具体的災害の報告書をまた改めて学校からいただくということになります。この学校管理下の事故である認定の上に立つての共済でございますから、給付でございますから、やはり教育実践の場でありまして学校を経由しないので物の処理ができないという問題がございまして、改めて当事者から直接請求があつた場合の方がむしろ事務として煩瑣になるんじゃないかというようにあるところもございまして、現在の形の上でできる限り御指摘の事務の簡素化という問題に努力してまいりたいという考え方でございます。

○委員長(吉田実君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま藤井丙午君が委員を辞任され、その補欠として高平公友君が選任されました。

○小巻敏雄君 簡素化ということはいいことなんですけれども、いまの答弁あれこれ言われましたが、親の直接の申請権はあるわけですね。その点はつきりしてください。

○政府委員(柳川覺治君) 現在の手続といたしましては、学校を経由して学校から請求の書類が出されるということでございますが、究極において安全会の給付対象といたしましては、保護者でございまして、保護者の方にそういう直接請求する権限が全然ないとは言ひ切れない問題でございます。具体的にそういうケースも若干あるようでございます。

○小巻敏雄君 ケースがあると言われるのは、親が教委へて申請を直接出せば、これは有効なわけですね。

○政府委員(柳川覺治君) ある手続が瑕疵なく有効に成立するためには、それだけの所要の書類等の要件を具備する必要があると思ひます。その場合に、この給付請求につきましては、学校が記載する災害報告書を具備するべきことを要件といたしておりますので、それがない形で出てきましたものにつきましては、仮の請求はあつたといつたとしても、それだけで請求としての手続が完了しているということにはならないという結果になると思ひます。

○小巻敏雄君 手続は簡素な方がよいわけですが、やつぱり親の申請権を理論的にはお認めになつて、そうして教委へて直接に申請をすることを認めておきながら、一方で学校を――まあ学校を普通経由してやつて問題なければ、それで一番いいわけですね。しかし、一方でその申請書に校長の印がなければいけません、添付書類がなければ申請が成立しないというふうに言われるのは、やつぱり運用上混乱があると思つておるわけですね。もちろん単独で親から申請したものもいすれ学校

に返って、それに関する書類を学校で出す意思が初めなかったとしても、求められてその後やっていた方がいいわけですから、その点ではひとつたてまえどおり親の申請権が有効にやっぱり働くようにしてもらいたいと思うわけであります。いいですね。

○政府委員(柳川覺治君) 具体的問題といたしましては、設置者が安全会に対して請求をするという手続を現在とっておるわけでございまして、それは設置者において事務を処理しておるといふ形になっております。したがって、被害者の保護者において究極の請求をすることが出来るわけにございまして、その場合は、学校での事故の態様につきましても、事情を聴取をした上で、それについてはやはり校長の確認行為が要りますから、校長の印鑑を必要とする。そうすると、そういうものがすべて添付されておれば、それで設置者を通して直接安全会の方に請求がなせるということ、その間保護者と必ずしも学校との間のそれほどの接触なくして、市町村の設置者の扱いにおいて処理できるという案件もあるかと思ひます、事件の概要によりましては。

○小巻敏雄君 いま言われたとおり、それではすつとやるとすれば、直接設置者である市町村教育委員会、ここに親から申請があった場合には、安全会に設置者が請求をする前に、あわせて学校から関係書類を取ると、こういうことでやっていると。したがって、直接請求をすれば請求の事実が運用されていくと、こういうことでよろしいわけですね。

では次にいきます。

これについて苦情問題はない方がいいわけですが、けれども、まああるわけですね。実際には表に出ない問題というのかもしれませんが、もしこの問題をいろいろ苦情として出そうと思ふときは、一たんどこかへ転居しないといけないというので、私は大阪府の枚方というところへ住んでおりますけれども、ここで一つ問題を取り上げるために、東京に転居して問題にした実態の例もある

わけですね。これは苦情処理の機関についてどういふことをなしていないということがあるし、こういうことではない方がいいのでありますけれども、こういう機関についてはお考えはありませんか。

○政府委員(柳川覺治君) 安全会の給付事業は、やはり互助共済の観点に立ちまして、また学校教育で対象といたします児童、生徒を公の教育の責任において、また親の監護責任と両々相まって、心身ともに健全な子供に育て上げるという、その教育の成果を十分発揮させるための一つの条件整備でございまして、そういう観点からの共済の給付でございまして、この共済の安全会の給付につきましては、できる限り学校管理下の事故すべてに及ぶような配慮でなしてきておる問題でございまして、したがって、この給付を請求することが即学校の責任を追及するという問題ではございせん。また教師の責任を追及するという問題と結びつく問題ではございせん。したがって、一般的にいって御指摘のような問題につきましても、おおよそ通常のケースでは考えなくていいんじゃないかという面がございまして、事故が起これば学校が積極的にその管理下の事故として安全会の方に請求するという形の仕組みで、いままで形式は設置者になりますが、そういう取り組みをしてきておるわけでございまして、これらのいま御指摘の点につきましても、そういう観点に立って十分な、円滑な運用がなされるように取り組んでいくべきであらうというように考えております。

○小巻敏雄君 円滑な運用というのは人情だけではないかぬ場合もありまして、しかるべきやっぱり整った機構なり、制度があつてその目的が遂げられるということですから、教育の場でありましても、実際の被災者の立場と学校の立場をよく反映できて、意思が疎通するようにと、そうやれば無用の紛争が避けられるということにもなるでしょうから、その点については十分お考えおきを願ひたいと思ふわけですね。

最後に、この適用の谷間と申しますか、そういう

う問題が劇的にあらわれてきておる埼玉県の事例があるわけでありまして。埼玉県の大宮市の大宮北中学の卒業生で、大宮北高校に入學した田畑政伸君という生徒ですけれども、これが四月一日に母校の中学へ行って体操のコーチをやつておつて災害に遭つたという事件があるわけですね。この生徒は将来チャンピオンというふうな非常に有望な体の選手だったわけですから、マッパット訓練をやつて、一回半ひねりをやつたら、不幸なことには第三頸椎の挫傷というところで、四肢が麻痺して大変な状況になった。今日ようやく付き添いで徒歩というふうな状況でありますけれども、これに対して救済の方法はないのかという声が高いわけですね。これは一体どういう状況で処理をされるものか。

○政府委員(柳川覺治君) いま御指摘の件につきましても詳細事情を聴取しておりますが、一般に安全会は学校管理下の事故に対して給付の対象としたしておりますので、いまその生徒が母校に参りましてコーチをしたという場合は、むしろ生徒としての活動ではなくてコーチとしての活動になります。この辺の問題につきましても、そのコーチの委嘱がどういう形でなされておつたのかというふうな事実認定を必要とするかと思ひます。たとえば教育委員会から指導委員として委嘱されておつたというふうな人の立場におきましては、非常勤の公務員としての立場がございまして、その方が指導中に起つた事故につきましても、市町村条例によりまして公務災害の適用を受けるという問題もあるわけでございます。なお、一般にスポーツの指導に当たられる場合、その場合に起つた事故等につきましても、スポーツ安全協会の損害保険等、あるいは市町村や町村会が行つております損害保険その他の保険の対象にするというのが通例かと思ひますが、本件につきましてもなお案件につきましても事実関係を十分聴取してまいりたいと思つております。

○小巻敏雄君 いま、母校である中学校に、ちょうど学籍を離れた翌日行つてやつたコーチと、そ

のコーチの内容が具体的に教育活動としてどういう位置づけができるかというふうな点を調査中と答弁があつたわけですが、そうすると、その点で教育活動として位置づけができれば救済の道が少なくとも安全会として成り立つのかどうか、その点をお伺いしておきます。

○政府委員(柳川覺治君) いまお聞きした範囲では、なかなか、学校計画に基づく活動として母校に教育指導に行つたと、教育指導は実際にはその生徒の教育活動として学校が計画したものであるという認定はほとんど不可能と思ひます、卒業後でもございまして、したがって、いまの問題、詳細に事情を聞かなければわかりませんが、現在お聞きした範囲の問題としては、学校管理下の教育活動における事故として、これを安全会の給付対象にすることはほとんど不可能だと、非常に困難であらうというように感じます。

○小巻敏雄君 私が聞いておるこの問題は、この子はもし三月三十一日に母校へ行つておつたのであれば、それはまあどういふ認定されるかは別として、安全会の対象者として検討されたことになるわけですね、中学校在籍であれば、ところが、四月一日であつたために、中学校在籍でないというのが一つですね。そうして大宮北高等学校に進学しておるのですけれども、これは四月十日以後学籍を確認するのであつて、まだ大宮北高校の生徒でない、だからこれは門前払いの形で、高校でもなければ中学生でもないというところ、どんな歯車にもかからないという状況に置かれているといふふうな聞いていられるんですけれども、その点はどうでしょうね。

○政府委員(柳川覺治君) すでに中学校の生徒としての身分はございせん。したがって、その中学生としての管理下の活動という認定はいまの状態であるといふかねというところで、安全会の給付の対象にすることは困難であらう、こういうふうに感じられます。

○小巻敏雄君 高校の安全会では検討の対象たり得るわけですが、どうですか、その点は。

○政府委員(柳川覺治君) そのものが高校における教育計画として計画された教育活動だという認定がいたしかねますので、また高校の立場での安全会の認定も困難であろうというように感じます。

○小巻敏雄君 それは内容的に審査をした結果ドロップするであろうといいますが、除外されるであろうという答弁になっているんですけれども、それは高校の安全会のメンバーとしては確認されるわけですか、対象メンバーとしては。

○政府委員(柳川覺治君) 高等学校の入学関係は入学式の際と申しますか、入学の手続が完了して、公の学校の利用関係が設定されたときからその身分関係に具体に入るといえることが言えるのではないかと思います。したがって、その入学の時期がいつであるかということが問題になろうかと思ひます。したがって、通常の場合四月一日ではまだ当該学校の高等学校の生徒というような認定は恐らく学校の方でもできないのではないかと思いますという感じがいたします。

○小巻敏雄君 やっぱこの場合に、四月一日から入学式のある四月九日までは天下の素浪人としても申しますかな、どの学校にも属してはいないものだと、こういうことになっておるわけであります。たとえば定期の学割とか、そういうものは通学定期なんかでは措置をしておるわけですから、このところにはこのケースの持つ普遍的な問題点があると思うんです。少なくとも入学した一日から九日までには家の中に蟄居せよというようにのが安全上の唯一の対策だということになっていきます。しかし、一方で安全会というのは共済制度であって、父母負担、設置者負担、掛金をもって運営をされる組織であります。これは四月一日以降三月三十一日までこれを限度として掛金を徴収するようにしているんじゃないですか。

○政府委員(柳川覺治君) 掛金の額は年額で定めております。それは所要財源につきましては年間を通じ発生する事故、これに要する給付経費を積算いたしまして、そこから割り出した額でござ

います。したがって、通常の場合入学関係に入りまして間に起る事故につきましての所要経費の積算から、掛金を計上しておるということの状態でございます。

○小巻敏雄君 これはたまたま中学へ行った場合の事故ですけれども、こういう選手ですから当該学校入学を許可をされて、入学式前にその学校へ行つて部活動の中に一緒に入つて練習をすることもあり得るだろうと思うのです、そういう場合でもこれは除外されるということですから、これはひとつ研究していただいて、少なくとも年間を通じて会員である者は、四月一日にこの入学した学校の資格を取得したものととして、入学しなければ別ですけれども、十日に入学をしたらさかのぼつて認定することも可能なような、いろんなことを検討しておく必要があるんじゃないか。少なくともこういうショッキングな事件については、設置者、あるいは当該大宮市では放置しておくことはできませんから、これを契機にして市で児童災害見舞金条例というのをつくられて、五十万円未満の限度額において、この市の施設、市の主催行事の中における事故に対してはこれを支給することができるようになるというふうな、独自の取り組みを進められておると聞いております。これは恐らく文部大臣もよく取り組みだというふうに見られるだろうと思うのです。また、あわせてこの中で、たとえ私立であっても幼稚園、保育所、高校、こで起こる事故については、市の施設、市主催行事と同様に準じて取り扱おうというふうな、大変現に起こる問題について即応したよい取り組みがなされております。こういう趣旨は生かして、こういう問題については谷間の問題ですから、何がしかのケースを考慮をされる、一例を挙げれば文部大臣が政令で定めるなり何なりして、認定をすることができるようになるとか、ひとつ格段の工夫を願いたいと思うわけでありまして、いかがですか。

○国務大臣(砂田重民君) 具体の例として御指摘

でございます。小巻委員のお話の範囲で考えてみますと、都道府県なり町村なりがいろんな手段を人情的に講じている。しかし、そのことと学校安全会事業とを直接結びつけて学校安全会の方でもというふうな割り切り方は、なかなかこれはむずかしいところだと思ひます。ただ、その具体の例としては、確かに人情的にはかわいそうなお子さんだと思ひますし、中学校を卒業して高等学校にまだ入学式が済んでないから、高等学校の生徒ではまだない。確かにそこは間があくわけでもございまして、ただ、小巻委員御指摘の具体の例を詳細私承知いたしておりますので、そのコッチという状態がどうであったか、他の社会保障の制度でどうこれが救済ができるかを等を含めて調査をさせていたしたいと思います。

○委員(吉田実君) 他に御発言もなければ質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(吉田実君) 御異議ないと思ひます。

○委員(吉田実君) それでは、これより討論に入ります。――別に御発言もないようでございますからこれより直ちに採決に入ります。

日本学校安全会法及び学校保健法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉田実君) 全会一致と認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○後藤正夫君 私は、ただいま可決されました日本学校安全会法及び学校保健法の一部を改正する法律案に対し、各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

日本学校安全会法及び学校保健法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府は、学校教育の積極的かつ円滑な実施に資するため、特に障害者に対する給付に配慮しつつ今後とも安全会の給付事業の改善充実に努

めるとともに、学校における安全管理の実施に当たつては、物的、人的諸条件の整備に努力すること。

右決議する。

以上でございます。委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員(吉田実君) ただいま後藤君から提案されました附帯決議案を議題とし採決を行います。本附帯決議案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉田実君) 全会一致と認めます。よって、後藤君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、砂田文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。砂田文部大臣。

○国務大臣(砂田重民君) ただいま御決議がありました事項につきましては、今後御趣旨に留意し、十分検討してまいりたいと思ひます。

○委員(吉田実君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○委員(吉田実君) 御異議ないと思ひ、さよう決定いたします。

○委員(吉田実君) 次に、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。砂田文部大臣。

○国務大臣(砂田重民君) このたび政府から提出いたしました義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

義務教育諸学校施設費国庫負担法は、公立義務教育諸学校施設の整備に対する国の負担制度について定めているものであり、政府は、昭和三十

年制定以来、この制度のもとに、鋭意、公立義務教育諸学校施設の整備に努めてまいりました。

昭和四十八年度には、大都市周辺地域における児童、生徒の急増現象にかんがみ、児童または生徒が急増している地域にある公立の小学校または中学校の校舎の新築または増築に要する経費について、昭和五十二年度まで国の負担割合を引き上げ、これらの学校の整備を促進するとともに、関連市町村の財政負担の軽減にも資することとしたところであります。しかしながら、昭和五十三年年度以降においても、なお、児童、生徒の急増現象が続くものと予想されますので、今回、所要の改正を行い、もって児童または生徒が急増している地域にある公立の小学校または中学校の施設整備を円滑に進めようとするものであります。

次に法律案の内容について御説明いたします。まず第一に、児童または生徒が急増している地域にある公立の小学校または中学校の施設の整備を促進するため、引き続き、昭和五十七年度までこれらの学校の校舎の新築または増築に要する経費に係る国の負担割合を三分の二に引き上げる措置を講ずることとしたしております。

第二に、この法律の施行期日は昭和五十三年四月一日といたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(吉田実君) 本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十四分散会

三月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月十日)

一、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の九の次に次の一条を加える。

(昭和五十三年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月以後、その額を、同条第一項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に一・〇七を乗じて得た金額に千三百円を十二で除して得た金額を加えた金額(当該平均標準給与の月額が三十四万九千八百八十一円以上であるときは、当該平均標準給与の月額に二万四千六百円を加えた金額とし、三十八万円を限度とする。)を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の

区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一 退職年金又は廃疾年金、控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、三分の一)に相当する金額

二 遺族年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、六百分の一)に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

4 第一条の六第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「受ける者が七十歳」とあるのは「受ける者が七十歳又は八十歳」と、「前項」とあるのは「第一条の十第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

5 第一条の六第五項の規定は、第二項及び第三項並びに前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第五項中「七十歳」とあるのは、「七十歳又は八十歳」と読み替えるものとする。

6 第二項から前項までの規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年六月分以後、その額を、第二項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「五年」とあるのは、「十三年」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後に七十歳に達したとき(遺族年金を受ける妻、子及び孫が七十歳に達したときを除く)は、その日の属

する月の翌月分以後、前項の規定を適用してその額を改定する。

8 第一条の六第五項の規定は、前二項の規定の適用につき準用する。

9 前条第六項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

(昭和五十三年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の十 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に一・〇七を乗じて得た金額に千三百円を加えた金額(当該平均標準給与の年額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に千三百円を十二で除して得た金額に千三百円を加えた金額)を平均標準給与の年額とし、四百五十六万円を限度とする。を平均標準給与の年額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律

第 号。以下「昭和五十三年改正法」という。)第三条の規定による改正後の法律第四十号又は法律第四十号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、その組合員に係る平均標準給与の年額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均

標準給与の仮定年額に一・〇七を乗じて得た金額に千三百円を加えた金額(当該平均標準給与の年額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、当該平均標準給与の年額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に二十九万五千二百円を加えた金額)を平均標準給与の年額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、昭和五十三年改正法第三号の規定による改正後の法律第四十号又は法律第四十号の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金で法律第四十号附則第八項第一号に掲げる期間(二十一年以上に限る。)を有する組合員に係るものについては、昭和五十三年六月分以後、その額を、それぞれ第一項又は前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、第一項及び前項中「第三条」とあるのは、「第四条」と読み替えるものとする。

4 第一項第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三号の九の次に次の一条を加える。

(昭和五十三年度における恩給財団の年金の額の改定)

第三号の十 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、第三号の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の十二の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が六十二万二千円に満たないものについては、その改定額を六十二万二千円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が六十二万二千円に満たないものを受け、る者が六十五歳に達したときは、その日の属

する月の翌月分以後、その年金額を六十二万二千円に改定する。

第四号の七第一項中「次条」を「第五条」に改め、同項第三号中「以下この条において」を「第五条を除き、以下」に改め、同条第三項中「及び」を「又は」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十三年三月以前に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障に係る改定)

第四号の八 昭和五十三年三月三十一日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額(第一条の十又は第二条の十の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額とし、新法の規定による年金のうち遺族年金については、その額につき新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十八条の五又は次条(同条を準用する場合を含む。)の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額)が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者に係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲

げる額

イ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十一万千円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 三十三万七千九百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く) 二十五万三千四百円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの 十六万九千円

ニ 遺族である子有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 三十一万千円

ホ 遺族である子有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの(ニに掲げる年金を除く)及び六十歳未満の者(妻、子及び孫を除く)が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 二十三万三千三百円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十五万五千五百円

2 第四号の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項中「受ける者が七十歳」とあるのは「受ける者が六十五歳(遺族年金を受ける者にあつては、六十歳)」と、「孫が七十歳」とあるのは「孫が六十歳」と、同条第三項中「七十歳」とあるのは「六十歳」と読み替えるものとする。

3 昭和五十三年三月三十一日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる遺族年金については、その額(第一条の十、第二条の十又は前二項の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額とし、新法の規定による年金のうち遺族年金にいて準用する国家公務員共済組合法第八十八条の五の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算された額に相当する額を控除した額)が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年六月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 第一項第三号イに掲げる年金 三十六万円

二 第一項第三号ロに掲げる年金 二十七万円

三 第一項第三号ハに掲げる年金 十八万円

四 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規

3 昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合

る年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第六条の六第一項から第四項まで」と読み替えるものとする。

昭和五十二年三月三十一日以前に旧法又け新法の退職をした組合員に係る通算遺族年金金については、昭和五十三年四月分以後、その

「第五級」を「第四級」に、「第六級」を「第五級」に、「第七級」を「第六級」に、「第八級」を「第七級」に、「第九級」を「第八級」に、「第十級」を「第九級」に、「第十一級」を「第十級」に、「第十二級」を「第十一級」に、「第十三級」を「第十二級」に、「第十四級」を「第十三級」に、「第十五級」を「第十四級」に、「第十六級」を「第十五級」に、「第十七級」を「第十六級」に、「第十八級」を「第十七級」に、「第十九級」を「第十八級」に、「第二十級」を「第十九級」に、「第二十一級」を「第二十級」に、「第二十二級」を「第二十一級」に、「第二十三級」を「第二十二級」に、「第二十四級」を「第二十三級」に、「第二十五級」を「第二十四級」に、「第二十六級」を「第二十五級」に、「第二十七級」を「第二十六級」に、「第二十八級」を「第二十七級」に、「第二十九級」を「第二十八級」に、「第三十級」を「第二十九級」に、「第三十一級」を「第三十級」に、「第三十二級」を「第三十一級」に、「第三十三級」を「第三十二級」に、「第三十四級」を「第三十三級」に、「第三十五級」を「第三十四級」に、「第三十六級」を「第三十五級」に、「第三十七級」を

三十六級に、第三十八級 三六〇、〇〇〇円 三五五、〇〇〇円以上

第三十七級	三六〇、〇〇〇円	三五五、〇〇〇円以上	三五五、〇〇〇円未満
第三十八級	三七〇、〇〇〇円	三六五、〇〇〇円以上	三七五、〇〇〇円未満
第三十九級	三八〇、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円以上	

に改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「四百三十二万円」を「四百五十六万円」に改め、同項第二号中「四・四八三」を「四・八〇一」に、「一万七千九百円」を「一万九千二百円」に改める。

第四条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「八十歳未満の者にあつては」を「の者にあつては」に、「五年」を「十三年」に改め、「八十歳以上の者にあつては九十分の一に三百分の二(その超える年数が十年を超える場合におけるその十年を超える部分の年数については、三百分の一)を」を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第五条の改正規定並びに第四条、次項及び附則第五項の規定は、同年六月一日から施行する。

(旧法の規定による遺族年金等に係る加算に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年

金の額の改定に関する法律(以下「改正後の年金額改定法」という。)第五条第一項の規定は、昭和五十三年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。(標準給付に関する経過措置)

3 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和五十三年四月から標準給付が改定されるべき者を除く。)のうち、同月の標準給付の月額が六万八千円以下である者(給付月額が六万七千円以上である者を除く。)又は三十三万六千円である者(給付月額が三十三万五千円未満である者を除く。)の同月から同年九月までの標準給付は、当該標準給付の月額の基礎となつた給付月額を第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法第二十二條第一項の規定による標準給付の基礎となる給付月額とみなして、改定する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

4 第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号。以下「法律第四百十号」という。)附則第八項の規定(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四百四号。以下「法律第四百四号」という。)附則第十項において準用する場合を含む。)は、昭和五十二年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和五十三年四月分以後適用す

る。この場合において、改正後の法律第四百十号附則第八項第一号中「四百五十六万円」とあるのは、「四百三十二万円」と読み替えるものとす。

5 第四条の規定による改正後の法律第四百十号附則第八項の規定(法律第四百四号附則第十項において準用する場合を含む。)は、昭和五十二年四月一日から昭和五十三年五月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年六月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第四百十号附則第八項第一号中「四百五十六万円」とあるのは、「四百五十六万円(昭和五十三年三月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、四百三十二万円)」と読み替えるものとする。

6 当分の間、改正後の年金額改定法第四条の八及び第五条の規定は、施行日(改正後の年金額改定法第五条の規定については、昭和五十三年六月一日)以後に退職(死亡を含む。)をした組合員に係る年金について準用する。(政令への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるものは、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

三月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第三〇七〇号)

一、学校教育の充実に関する請願(第三〇七二一、一七〇号)

一、司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(第三一〇六号)

一、私学に対する財源措置に関する請願(第三一〇七号)

一、大幅な私学助成に関する請願(第三二一〇八号)

一、司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(第三一三六号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第三一三九号)

一、学校教育の充実に関する請願(第三一四〇号)

一、私学への緊急財源措置等に関する請願(第三一五八号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第三一六三号)

一、私学に対する助成増額に関する請願(第三一八八号)

一、大幅な私学助成に関する請願(第三一九二二、二五五号)

一、学校教育の充実に関する請願(第三二〇八二、二四〇号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第三二二二二号)

一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願(第三二二七号)

一、私学への大幅国庫助成に関する請願(第三二四〇号)

第三〇七〇号 昭和五十三年三月十日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 静岡県藤枝市茶町二ノ一五ノ二二 天野勝彦外百六十八名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。
第三〇七二一 昭和五十三年三月十日受理
学校教育の充実に関する請願
請願者 和歌山県那賀郡岩出町岡田 鷺山

信忠外百六十九号

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第三一〇六号 昭和五十三年三月十日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願

請願者 福岡県八女市宅間田七七七 池田 文郎

紹介議員 有田 一寿君

この請願の趣旨は、第一七七号と同じである。

第三一〇七号 昭和五十三年三月十一日受理

私学に対する財源措置に関する請願(二通)

請願者 京都市東山区粟田口三条坊町 佐々木啓之介 外百九十七名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一四〇号と同じである。

第三一〇八号 昭和五十三年三月十一日受理

大幅な私学助成に関する請願

請願者 大阪市東成区大今里南五ノ一七ノ 二一 清水千鶴 外千名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第三一三六号 昭和五十三年三月十三日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(二通)

請願者 福岡県八女郡矢部村北矢部一〇、 八七九ノ二 井上保男 外一名

紹介議員 有田 一寿君

この請願の趣旨は、第一七七号と同じである。

第三一三九号 昭和五十三年三月十三日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡八田村野牛島二、 一三〇 平田珠子 外百五十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三一四〇号 昭和五十三年三月十三日受理

学校教育の充実に関する請願(二通)

請願者 和歌山県海草郡野上町小畑一二六 菊本邦夫 外百三十四名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第三一五八号 昭和五十三年三月十三日受理

私学への緊急財源措置等に関する請願(二通)

請願者 高知市薊野一、〇八二ノ七 中町 康彦 外三千五百名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第三一六三号 昭和五十三年三月十三日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 福島県白河市昭和町一三二 武川 岩子 外四十八名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三一六四号 昭和五十三年三月十三日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県高崎市筑縄町二九八 藤井 信子 外三十四名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第三一八八号 昭和五十三年三月十四日受理

私学に対する助成増額に関する請願

請願者 香川県高松市春日町九六〇 高松短 期大学内 水口芳明

紹介議員 平井 卓志君

この請願の趣旨は、第二九七三号と同じである。

第三一九二号 昭和五十三年三月十五日受理

大幅な私学助成に関する請願(二通)

請願者 大阪府東大阪市下小阪七ノ二一 中沢久子 外二千名

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第三一九八号 昭和五十三年三月十五日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 愛知県刈谷市神明町一ノ三九ノ一 石川梅吉 外百三十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三二〇五号 昭和五十三年三月十五日受理

私学に対する助成増額に関する請願

請願者 埼玉県浦和市駒場一ノ二二ノ一八 浦和ルーテル学院小・中・高等学 校理事長 本橋雄三郎

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第二九七三号と同じである。

第三二〇八号 昭和五十三年三月十五日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 富山県下新川郡入善町新屋九二五 小堀諸兄 外九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第三二二二号 昭和五十三年三月十六日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 愛知県知立市牛田町中新切四八ノ 三 岩貝博光 外九十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三二二七号 昭和五十三年三月十六日受理

私学に対する大幅国庫補助に関する請願

請願者 北海道旭川市豊岡一三条三丁目 富山利男 外六千名

紹介議員 北 修二君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三二四〇号 昭和五十三年三月十六日受理

私学への大幅国庫補助に関する請願

請願者 東京都新宿区山吹町一九八 前田 敦子 外百四十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一

部を次のように改正する。

第七條第二号中「次条各号」を「次条第一号又

は第二号」に改める。

第八條に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、条約により我

が国が保護の義務を負うレコード

第九十六條に次の一項を加える。

二 前項の規定は、第八條第三号に掲げるレコー

ドについては、頒布する目的をもつて複製する

場合を除き、適用しない。

第九十七條第一項中「行なつた」を「行つた」

に、「著作隣接権」を「第八條第一号又は第二号に

掲げるレコードで著作隣接権」に改める。

第二百二條第四項中「第九十六條」を「第九十六

條第一項」に「行なつた」を「行つた」に改める。

附 則

(施行期日)

一 この法律は、許諾を得ないレコードの複製か

らのレコード製作者の保護に関する条約が日本

国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

二 改正後の著作権法中著作隣接権に関する規定

は、この法律の施行前にその音が最初に固定された改正後の著作権法第八条第三号に掲げるレコードについては、適用しない。

昭和五十三年四月二十日印刷

昭和五十三年四月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局